

山梨県立武田の杜保健休養林
管理運営業務の内容及び基準

令和 4 年 5 月
山 梨 県

目 次

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	施設全般に関する業務等	
	(1) サービスセンター等の開館日及び開館時間	2
	(2) 利用予約の承認等	2
	(3) 利用料金の徴収	2
	(4) 利用料金の減免	2
	(5) 利用料金の還付	3
	(6) 禁止行為の防止	3
	(7) 緊急時の対応	3
	(8) 関係機関との連絡調整	3
	(9) 事業報告書等の作成及び提出	3
	(10) 業務計画書の作成及び提出	4
	(11) 利用者サービスの向上	4
	(12) 広報活動	5
	(13) ボランティアとの協働	5
	(14) 森林セラピー基地の運営	5
	(15) 甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンター業務	5
	(16) 施設の効果を高める取り組み	5
	(17) 情報の管理	6
	(18) 管理運営体制	6
	(19) 暴力団の排除措置	6
4	施設の維持管理業務	
	(1) 施設及び設備点検業務	6
	(2) 清掃業務	6
	(3) 保守管理業務	7
	(4) 植栽等管理業務	7
	(5) 修繕業務	7
	(6) 備品管理業務	7
	(7) 駐車場管理業務	8
	(8) 保安警備業務	8
	(9) 防火、防災業務	8
5	施設の運営業務	
	(1) サービスセンター	8
	(2) キャンプ場	8
	(3) 森林学習展示館及び展望休憩室	9
	(4) 樹木見本園	9
	(5) 鳥獣センター	9

6	普及・啓発に関する業務	
(1)	主催事業	10
(2)	展示会等	11
(3)	支援事業	11
(4)	施設の整備・充実	11
7	その他	
(1)	補償対策	12
(2)	保険への加入	12
(3)	借地料	12
(4)	モニタリングの実施	12
(5)	緑化推進事業への協力	13
(6)	環境への配慮	13
別表 1	施設内容	14
別表 2	施設の中の建物の詳細(用途別)	16
別表 3	施設・緑地の管理業務	17
別表 4	備品一覧	21
別表 5	学習展示館及び展望休憩室展示一覧	27
別表 6	岩石園一覧	31
別表 7	樹木見本園一覧	32
別表 8	傷病鳥獣保護状況	36
別表 9	飼養獣類	38
別表 10	飼養鳥類	38
別表 11	はく製一覧	39
別表 12	令和元・2・3年度主催事業	47
別表 13	令和元・2・3年度利用実績	53
別表 14	令和元・2・3年度管理運営経費の内訳	54
別表 15	令和2年度事業分モニタリングシート	57
添付資料 1	山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例	63
添付資料 2	山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例施行規則	72
添付資料 3	武田の杜保健休養林 遊歩道 位置図	79
添付資料 4	健康の森主要施設位置図、建物平面図	80
添付資料 5	自動体外式除細動器の管理仕様書	86
添付資料 6	関係法令一覧	87
添付資料 7	山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森 指定管理業務モニタリング実施要領	88
添付資料 8	建築物点検マニュアル(抜粋)	90

武田の杜保健休養林の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（以下「条例」という。）、森林法、自然公園法およびその他関係法令等によるほか、この基準による。

また、この基準は、山梨県立武田の杜保健休養林の具体的な指定管理業務の内容及び管理基準を記載し、募集要項に添付するもので、これをもとに指定管理者の提案に基づき追加・修正したものが基本協定書に添付する仕様書となる。

1 設置目的

多くの県民が自然に親しむことができる環境を提供することにより、健康の維持・増進及び豊かな情操のかん養を図るとともに、施設を活用したイベント、レクリエーションや野外活動等を通じて、森林・林業の役割、動植物などについての知識や情報を習得する機会を提供する。

2 施設の概要

武田の杜は、健康の森をはじめとする複数の施設、森林エリアから構成され、秩父多摩甲斐国立公園などに指定されている。

公園面積 202ha

主な区域及び面積	主要施設
健康の森 195ha	サービスセンター、森林学習展示館、展望休憩室、キャンプ場、遊歩道、癒しの小径、林間広場、野鳥観察小屋、四阿、展望台、自由広場、岩石園、水飲場、手洗場、トイレ、駐車場等
樹木見本園 6 ha	樹木、遊歩道、四阿、休憩舎、水飲場、トイレ
幹線遊歩道 23.6 km	休憩舎、水飲場、トイレ
鳥獣センター 1 ha	第1展示館、第2展示館、野鳥園

なお、直接の管理対象ではないが、次の森林エリアを「武田の杜」として位置づけている。

・国有林1,184ha、県有林332ha、甲府市有林15ha、私有林969ha 計2,500ha

・主な名所、旧跡：要害山、湯村山、深草観音、千代田湖等

※詳細については、別表1、別表2及び添付資料3、4を参照

3 施設全般に関する業務等

(1) サービスセンター等の開館日及び開館時間

次表のとおりとする。ただし、毎週月曜日及び休日の翌日は休館日とし、月曜日が休日の場合、または休日の翌日が日曜日の場合は開館日とする。

区分	開館日	時間	摘要
サービスセンター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	
キャンプ場	5/1～10/31の休前日と土曜日 (7/1～8/31は毎日)	16:00～翌日10:00	
森林学習展示館及び展望休憩室	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	12/1～3/20は依頼があった場合のみ開館する。
鳥獣センター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	

- ・ 利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて開館時間の延長を行う。
- ・ 開館日及び開館時間を変更する場合は、予め県の承認を得て変更することができる。

(2) 利用の承認等

- ・ キャンプ場の予約は、利用日の前日まで受け付ける。
- ・ 天候不良等によりキャンプ場の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に連絡すること。
- ・ 施設利用の事務手続きだけでなく、承認の権限も有することに留意し、平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用承認申請書等の様式を定めること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしない、又は承認を取り消すこと。
 - ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - ② 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - ③ 衛生上支障があると認められるとき。
 - ④ その他管理上支障があると認められるとき。

(3) 利用料金の徴収

- ・ キャンプ場の利用者から、利用料金の徴収を行うこと。
- ・ 利用料金は、条例で定める額の範囲内で知事の承認を得た額を、キャンプ場施設等利用料として定めること。

(4) 利用料金の減免

- ・ 条例では、利用料金を減額又は免除できるとされているが、規則で定めていないため、減免は行わないこと。

(5) 利用料金の還付

- ・ 既に納付した利用料金は、原則還付しないこと。
ただし、利用者の責に帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(6) 禁止行為の防止

- ・ 条例第17条で禁止されている行為やオートバイの乗り入れ、危険な利用（ゴルフ、野球等）等を禁止し、利用者の安全の確保に努めること。

(7) 緊急時の対応

- ・ 施設内での急病人や怪我人、火災、犯罪等の発生に係る関係機関への速やかな通報及び事故報告など、緊急時を想定した事故対応マニュアルを作成するとともに、それらに基づく訓練を年1回以上実施すること。
- ・ 緊急または重要な事項は速やかに県に報告し、適切な対応をとること。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。
管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
- ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

(8) 関係機関との連絡調整

- ・ 施設の円滑な運営のため、必要に応じて森林エリアの主な管理者である県、甲府市及び山梨森林管理事務所など、関係機関と連絡調整を図ること。
- ・ 森林公園である金川の森(笛吹市)の指定管理者と情報交換を行うとともに、主催事業に係る連携に努めること。

(9) 事業報告書等の作成及び提出

- ・ 定期報告書（事業進捗状況報告）
指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。
なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運營業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。
- ・ 事業報告書
指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。
 - ① 事業実績及び利用状況
 - ② 利用料金の収入の実績
 - ③ 管理業務に係る収支決算
 - ④ 自主事業の実施状況及び収支決算

- ⑤ その他必要な事項
 - ・ その他随時報告等
- 指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

(10) 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ① 次年度の運営目標
- ② 実施事業（自主事業含む）の概要及び実施時期
- ③ 管理業務に係る体制
- ④ 管理業務及び自主事業に係る収支予算
- ⑤ その他必要な事項

(11) 利用者サービスの向上

○利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケート調査等を行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及びその対応状況を四半期ごとに取りまとめ、2ヶ月以内に県に提出すること。

○キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入すること。
サービスセンターについて、コード決済に対応すること。
なお、令和5年4月末日までに、導入すること。

○自動販売機の設置

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機の設置を行うこと。

○自主事業

公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる。

ア イベント、各種興行

イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・ 施設の設置目的に沿った内容であること
- ・ 公序良俗に反しない興行であること
- ・ 施設の汚損を伴わないものであること

ただし、有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条例による行為の許可を得て行うこと。

イ 物販事業

施設の設置目的に沿って、利用者への利便性を高めるため、物品の販売など

を行うことができる。ただし、県の許可を得たうえで所定の使用料を納付すること。設置・管理に要する費用は指定管理者が負担することとする。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定書で締結する場合、別途手続きは必要としない。

(12) 広報活動

武田の杜のPR及び情報提供のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア ホームページの開設、更新等

イ 案内パンフレット等の作成、配布

ウ 情報誌や主催事業のチラシ等の作成、配布

(13) ボランティアとの協働

- ・ 武田の杜の管理、運営にあたり、武田の杜クラブ等ボランティア組織との連携や育成に努めること。
- ・ ボランティア活動への支援、協力を要請された場合は、資機材の貸し出しなど業務に支障のない範囲で支援を行うこと。

(14) 森林セラピー基地の運営

- ・ NPO法人森林セラピーソサエティにより認定された森林セラピー基地として、特色ある運営を行うこと。
- ・ 山梨県が「森林セラピー基地の体制づくり事業」において開発した森林セラピープログラム・モニターツアー・パンフレット等を生かし森林セラピー基地運営の基盤とすること。
- ・ 森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」への参加等により、全国の認定団体との情報交換を行い、森林セラピーの普及啓発、利用促進に努めること。

(15) 甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンター業務

- ・ サービスセンターは甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターとして、常設展示（パネル、映像、ジオラマ等）により情報発信を行うこと。
※武田の杜は甲武信ユネスコエコパーク（令和元年6月登録）のエリア内にある。
- ・ 主催事業としてエコパークの啓発イベントを年2回開催し、自然に関する知識の習得に資するレクリエーションの機会を提供すること。

(16) 施設の効果を高める取り組み

①地域に貢献する取り組み

地域、関係機関、ボランティア等との連携を図るとともに、施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上を図ること。

②市町村との連携

施設所在周辺市町村と連携して、地域活性化に取り組むこと。

③施設運営の課題に対する取り組み

施設運営において、次に提示する課題の解決につながる自主事業を実施すること。

- ・ 有料施設（キャンプ場、デイキャンプ場）の利用促進

- ・自然体験プログラム等の体験イベントを通じた自然に親しむ機会の提供促進
このほか、森林・林業、鳥獣保護などに関する啓発等をはじめ、施設の利用促進、利便性の向上を図るため、積極的に事業を提案すること。

(17) 情報の管理

- ・個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うこと。
- ・保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置など、施設に係る個人情報保護に関する要綱を定めること。

(18) 管理運営体制

- ・施設の適切な管理運営を実施するため、必要な有資格者及び経験者等を配置し、管理責任者を明確にすること。
- ・職員の研修を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ること。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。

(19) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項に記載すること。

4 施設の維持管理業務

(1) 施設及び設備点検業務

- ・指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。
- ・点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

なお、建築基準法第12条第2項による建築物の定期点検業務は、令和5年度に実施するものとする（前回点検日（令和2年度）から3年以内ごとに点検を行う。）。

- ・日常点検においては、目視等による施設、設備、遊具等の巡回点検を行い、常に安全かつ良好な状態を保持し、異常を発見した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
- ・事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。
- ・電球、蛍光灯、トイレットペーパー等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行うこと。

(2) 清掃業務

- ・良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つため、清掃業務を実施す

ること。

- ・ 清掃業務については、別表3を参考に実施すること。
- ・ 遊歩道沿いの大型または大量の投棄物など通常の処理では対応が困難な場合には、森林所有者と調整を行い処理すること。

(3) 保守管理業務

- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めること。
- ・ 施設、設備の保守管理については、別表3を参考に実施すること。

(4) 植栽等管理業務

- ・ 植栽等の特性や景観に配慮し、快適な空間を提供すること。
- ・ 樹木及び芝生等の維持管理については、別表3を参考に実施すること。
- ・ 遊歩道等の雑草などの刈り払い時には、稀少植物の保護に充分留意すること。
- ・ 森林エリアの管理は、国有林については山梨森林管理事務所、県有林については山梨県中北林務環境事務所県有林課、甲府市有林については甲府市産業部林政課、私有林については森林所有者又は施業受託者が行うが、武田の杜の施設管理業務に係る上記機関との打合せ等については、指定管理者が行う。
- ・ 遊歩道や四阿等の周辺の倒木、危険木の処理など、作業着手前にそれぞれの森林所有者と協議し、必要な事務手続きを経た上で実施すること。

(5) 修繕業務

① 応急的な修繕

公園内における施設・設備等が破損、損壊または老朽化などにより、安全または管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。

- ・ 早急に修繕方法の検討及び修繕経費の見積りを行う。
- ・ 修繕に要する経費が20万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行う。
- ・ 修繕に要する経費が20万円以上の場合は、速やかに見積書を添付し県に報告すること。

② 計画的な修繕

修繕が必要な施設・設備のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、県からの別途指示により、指定管理者が修繕の箇所、内容、必要金額、優先順位等を報告すること。

県は指定管理者の報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。

(6) 備品管理業務

- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、20万円未満の修繕費のものについては、指定管理者が修繕すること。
- ・ 修繕できない備品については、県に破損の報告をすること。なお、備品の更新については、県が行うものとする。
- ・ 新たな備品が必要な場合には、県に協議すること。
- ・ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

なお、備品とは比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えられるもので、購入単価が原則5万円以上の物品をいう。

- ・ 県は業務に必要な車両を指定管理者に貸与することとする。その車両の車検は指定管理者が行うこと。

※備品の詳細については、別表4参照。

(7) 駐車場管理業務

- ・ ゴールデンウィーク等多くの利用が見込まれる場合には、駐車整理のための要員を配置すること。
- ・ 駐車場の利用は、原則として施設利用者に限ること。
- ・ 利用時間については、利用者の利便性を勘案し、定めること。

(8) 保安警備業務

- ・ 防犯に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。また、施設の異常の有無の確認等のため、施設内を巡回すること。

(9) 防火、防災業務

- ・ 防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために防火、防災業務を行うこと。
- ・ サービスセンター、森林学習展示館及び展望休憩室、鳥獣センターについては、消防法第8条第1項に基づき、甲種防火管理講習を修了した防火管理者を配置し、消防計画書を届け出ること。
- ・ 武田の杜は東海地震防災対策強化地域に指定されているため、大規模地震対策特別措置法第7条第1項により地震防災応急計画を作成し、届け出ること。

5 施設の運營業務

(1) サービスセンター

ア 窓口業務

施設の総合窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 施設全体の管理運営の総括、連絡調整
- ・ 施設利用者の接遇
- ・ 施設の団体利用(遠足・研修等)の受付

イ 研修室の管理運営

研修室は主催事業の会場や利用者の会議研修、レクリエーション等の場として活用すること。

ウ 救護への対応

不測の事態に対応できるよう、救急用具及び薬品を備えつけておくこと。

(2) キャンプ場

ア 窓口業務

サービスセンターにおいて、キャンプ場利用の受付、承認、料金の徴収等を行うこと。

イ 宿直業務

利用のある日には、保安のための職員 1 名以上をサービスセンターに宿直させること。

ウ その他

営火場を利用する場合は、事前に甲府中央消防署及び甲府市消防団千代田分団に連絡すること。

(3) 森林学習展示館及び展望休憩室

職員の常駐は必要ではないが、利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

(4) 樹木見本園

利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

(5) 鳥獣センター

- ・ 開館日は職員 2 名以上、休館日は職員 1 名以上の要員を常に鳥獣センターに配置すること。
- ・ 職員については、獣医の免許所持者又はそれに相当する職員（獣医学部卒等）を必ず 1 名以上配置すること。

ア 傷病鳥獣の保護業務

傷病により保護を要する鳥獣の保護を実施する。

- ・ 保護する鳥獣は、鳥獣センターに持ち込まれた鳥獣とする。通報があっても保護に出向かず、鳥獣センターへ持ち込むよう依頼すること。持ち込みが不可能の場合は、市町村又は県林務環境事務所に連絡するよう依頼すること。
- ・ 傷病鳥獣等を保護した場合は、傷病の程度により適切に手当を施し、必要に応じてリハビリの後、原則として保護をした場所に放鳥獣すること。
- ・ 専門的な治療行為が必要な場合は、民間の医療機関に依頼して行うものとする。
- ・ 保護の結果、野生復帰が困難な場合は、原則として終生飼養を検討するものとする。
- ・ 保護の結果、死亡した場合は、焼却場等において適切に焼却処分をすること。
- ・ 鳥獣を保護した場合は、保護場所、保護者、保護した鳥獣、傷病の程度、手当の経過等を記載した傷病鳥獣保護台帳を作成すること。
- ・ 過去 5 年間のうち保護事例のある鳥獣は別表 8 のとおり。
- ・ 民間の医療機関への依頼及び焼却処分の費用については、指定管理者の負担とする。

イ 飼養獣類の飼養業務

傷病鳥獣の保護により野生復帰できなくなった獣類については、施設の限度の範囲で終生飼養を行う。

- ・ 飼養獣類については、原則として 1 日朝夕 2 回程度餌を与えることとするが、各飼養獣の生態に応じた飼養をすること。

- ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
- ・ 飼養獣類のうち動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号）で規定する危険な動物については、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）に基づく飼養の許可を受けること。ただし、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合、また、その他環境省令で定める場合は、この限りではない。その他、同条例の規定を遵守して飼養を行うこと。
- ・ 現在飼養している獣類は別表9のとおり。

ウ 展示用鳥類の飼養業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、野鳥観察小屋にて展示用鳥類を飼養し利用者への展示を行う。

- ・ 展示用鳥類については、原則として1日朝夕2回程度餌を与えることとするが、各飼養鳥類の生態に応じた飼養をすること。
 - ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
 - ・ 現在飼養している鳥類は別表10のとおり。

エ はく製の展示・管理業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、はく製の展示を行う。

- ・ 利用者に対しては、鳥獣の生態等について説明する等可能な限り案内をすること。
- ・ はく製については、適切に維持管理すること。
- ・ 県民等からはく製の寄付の申し込みがあった場合は、原則として寄付を受けるものとする。その場合、県と事前に協議して処理を進めること。
- ・ 現在所有するはく製は、別表11のとおり。

オ 鳥インフルエンザ対応業務

県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合又は発生が見込まれた場合は、鳥インフルエンザに関する対応を行う。

- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」に基づき、傷病鳥獣への対応（隔離飼養、受入の一時停止等）、一般来場者の入場制限等の一連の対応を行うこと。

6 普及・啓発に関する業務

(1) 主催事業

ア 武田の杜

森林や自然に関する知識の習得に資するため、森林・林業体験、森林セラピー、エコパーク啓発イベント等、レクリエーション及び野外活動の機会を提供する主催事業

を実施する。

- ・ 公園施設の効用を最大限に発揮できる主催事業を企画すること。
- ・ 利用者の要望を取り入れ、児童から高齢者まで参加できるような内容とすること。
- ・ 主催事業と自主事業は目的、内容において明確に区分すること。

※令和元年・2・3年度の実施内容等については、別表1 2参照。

イ 鳥獣センター

鳥獣に関する知識の普及啓発のため、以下の主催事業を実施する。

- ・ 傷病鳥類等の速やかな保護及び野生復帰のための一時的飼養を目的として、傷病鳥類等の保護ボランティア募集を行うこと。
- ・ 傷病鳥類等の保護通報があった場合は、傷病等の程度により適切にボランティアに連絡調整を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等保護ボランティア実施要領」に定めるところによること。
- ・ 山梨県内で保護され野生復帰し難い傷病鳥類等の適正な管理に基づく終生飼養を実施するため、傷病鳥類等の里親募集を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等里親実施要領」に定めるところによること。
- ・ 傷病鳥類の飼養の方法、正しい鳥獣保護の知識等の習得のため、年数回程度、ボランティアを対象とした研修会を実施すること。
- ・ 傷病等で保護が必要な身近な鳥獣の救護の方法、鳥獣センターへの運搬方法及び鳥獣保護の正しい知識の習得のため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣救護体験教室を実施すること。
- ・ 野生鳥獣の生態への理解を深め、正しい鳥獣保護の考え方等を習得することで野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣観察会を実施すること（別表1 2参照）。

(2) 展示会等

鳥獣センター

- ・ 野生鳥獣に関心をもってもらうことで野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、野生鳥獣写真コンクールを実施すること。
- ・ 募集については、野生鳥獣写真コンクール募集要領による。
- ・ 審査の結果、入選者には表彰を行い、翌年度の愛鳥週間中に鳥獣写真展を開催すること。

(3) 支援事業

- ・ 小中学校の総合学習や社会教育の場としての提供、講師の派遣等を積極的に行うこと。
- ・ 施設の効用を発揮するため、主催事業等を通じ、武田の杜の活動の場として、レクリエーション、野外学習及びボランティア活動等を自主的に実施できる組織づくりに取り組むこと。

(4) 施設の整備・充実

- ・ 案内説明板等を随時更新し、必要に応じて補充すること。

7 その他

(1) 補償対策

- ・ 指定管理者の瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、又は財物を損傷した場合は、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、山梨県と指定管理者が協議の上、対応するものとする。

(2) 保険への加入

①火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、県で加入する。

②施設賠償責任保険

指定管理者が加入する施設賠償責任保険について、その基準は下記のとおりとする。
なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる施設賠償責任保険に加入するものとする。

- ・ 賠償責任保険加入面積 遊歩道4.5km、園地20.2ha
- ・ 対人賠償 1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上
- ・ 対物賠償 1事故につき500万円以上

③自動車賠償責任保険及び任意保険

指定管理者は、自動車賠償責任保険に加入するとともに、任意保険についても下記の基準により加入するものとする。

- ・ 小型貨物自動車、軽四輪貨物自動車
 - 対人賠償 1名につき 無制限
 - 対物賠償 1事故につき 無制限（免責金額 0円）
 - 人身傷害：1名につき5,000万円以上

(3) 借地料

施設の敷地の一部にかかる借地料については、県が負担する。

(4) モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

期待される施策効果が発揮できているか、モニタリングを通じて評価・検証するにあたっては、次の内容を目標とする。

- ・ 有料施設（キャンプ場、デイキャンプ場）の利用件数について、山梨県総合計画の年増加率2.6%の達成を目標とする。
- ・ 森林セラピーを含む自然体験プログラムの実施回数について、過年度実施回数を確保する。

※有料施設の利用件数及び自然体験プログラムの実施回数の目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した値とする。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場

合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。
是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

(5) 緑化推進事業への協力

緑の知識や技術を学ぶ講座など県が行う緑化推進事業の場の提供に協力すること。

(6) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県のやまなしエネルギー環境マネジメントシステムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- ① 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- ② エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- ③ 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ④ ①の実施状況及び②の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月		
健康の森	建物	サービスセンター	木質2方向7-7構造	1棟	352.37 m ²		H25. 9		
		旧サービスセンター車庫	鉄骨造	1棟	18.00 m ²	軽トラック1台分	S53. 3		
		車庫	軽量鉄鋼造	1棟	22.37 m ²		H25. 9		
		炭焼小屋倉庫	木造	1棟	9.60 m ²	4.0m*2.4m	S54. 3		
		森林学習展示館	鉄骨造	1棟	438.65 m ²	別表5のとおり。	S60. 1		
		展望休憩室	木造	1棟	87.78 m ²	別表5のとおり。	H02. 3		
		キャンプ場管理棟	木造	1棟	8.80 m ²	2.2m*4.0m	H11. 3		
		ログキャビン(すぎ)	木造	1棟	49.17 m ²	5人用, 流し1, ハーベキュー1	H11. 3		
		ログキャビン(からまつ)	木造	1棟	41.75 m ²	5人用, 流し1, ハーベキュー1	H11. 3		
		ログキャビン(やまゆり)	木造1階建	1棟	58.20 m ²	10人用, 流し1, ハーベキュー2	H11. 3		
		キャンプ場炊事場(旧)	鉄骨造	1棟	46.90 m ²	水栓16, 屋外水栓2, ハーベキュー20	S53. 3		
		キャンプ場炊事場(新)	鉄骨造	1棟	38.50 m ²	水栓6, ハーベキュー3	H11. 3		
		シャワー施設	鉄骨造	1棟	50.44 m ²	温水、コイン投入式 RC造・タイル貼 ドラム缶	H11. 3		
			ユニットシャワー(FRP)	2基					
			水シャワー	8口					
		ドラム缶風呂	2個						
		キャンプ場東倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m ²	テント用具収納	S53. 3		
		キャンプ場西倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m ²	炊事用具収納	S53. 3		
		野鳥観察小屋	木造	1棟	12.96 m ²	西の平	S60. 1		
		自由広場四阿	木造	1棟	22.09 m ²	4.7m*4.7m	S60. 3		
		展望台(第3駐車場)	木造	1棟	16.20 m ²	第3駐車場	H11. 3		
		自由広場トイレ	木造	1棟	20.64 m ²		H10. 3		
		キャンプ場トイレ	鉄骨造	1棟	38.40 m ²		S53. 3		
	施設	浄化槽	合併、分離嫌気ろ床担体流動方式	1基	25	人槽	新サービスセンター	H25. 9	
		カーポート	アルミ製	1棟	16.20 m ²		バン1台分 3.0m*5.4m	S60. 3	
		給水施設	給水管、受水槽、ポンプ、受変電設備	1式	15	m ³		H01. 10	
			ポンプ	2基	-	-			
		受変電設備		1式	20.58 m ²		自家用電気工作物・受電電圧6,600V 4.20m*4.90m	S53. 3	
		外灯設備	金属造	6基	-	-	サービスセンター:2, キャンプ場:4	S55. 3	
		炭焼小屋(炭焼釜)	コンクリートブロック製	1基	14.72 m ²		サービスセンター西側 3.2m*4.6m コスミック式六角釜	S54. 3	
		簡易炭焼器	ドラム缶	3基	-	-	サービスセンター西側	S54. 3	
		浄化槽	単独、分離接触ばっ気方式	1個	35	人槽	森林学習展示館	S60. 1	
		岩石園		22種類	1.4	ha	別表6のとおり。	S60. 1	
		森林軌道		1基	42	m	他にトラック2台	S60. 1	
		キャンプ場		12サイト	0.7	ha		S53. 3	
		デイキャンプサイト		7サイト	62.0	m ²	屋根付2、屋根無5、計7	H18. 4	
		放送塔	金属造	5基	-	-	①キャンプ場②学習展示館(故障中)③第1駐車場④第2駐車場⑤自由広場	S55. 3	
		営火場	耐火レンガ製	1基	24.61 m ²		第3駐車場 直径:5.6m	S53. 3	
		遊歩道		20.0	km	-	-	バリアフリー歩道1.5kmを含む	S53. 3
		防水用貯水槽	FRP製	1基	40	m ³		S63. 3	
		水飲場	RC造	1基	2	口	第3駐車場	S53. 3	
		手洗場	RC造	1基	1	口		S60. 3	
		浄化槽	合併、嫌気ろ床生物濾過方式	1個	50	人槽	キャンプ場トイレ	H12. 3	
単独、分離接触ばっ気方式			1個	28	人槽	自由広場トイレ	H10. 3		
駐車場		アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	36	台	1,200 m ²	第一駐車場 健康の森入口	S60. 3	
		アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	10	台	195 m ²	第二駐車場 キャンプ場入口 15.0m*13.0m	H09. 8	
		砂利敷 区画線なし	1箇所	20	台	600 m ²	第三駐車場 森林学習展示館入口	S53. 3	
緑地		林間広場		3箇所	2.0	ha	①大宮山②キャンプ場③西の平	S60. 1	
		自由広場		1箇所	1.7	ha		S60. 3	

施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月
樹木見本園	建物	円山四阿	木造	1 棟	9.00 m ²	3.0m*3.0m	S46. 3
		見本園四阿	木造	1 棟	8.41 m ²	けやき林	S46. 3
		見本園休憩舎	木造	1 棟	34.31 m ²	グリーンアトベンチャー	S55. 12
		見本園トイレ	ユニット	1 棟	10.08 m ²	けやき林、大便器1, 3.6m*2.8m	S49. 3
	施設	遊歩道		1.3 km	-	-	S55. 12
		水飲場	RC造	1 基	2	口	H04. 2
		受水槽	FRP製	1 基	0.3	m ³	H07. 4
		つる園アーチ	鉄骨造	6 基	-	-	L=12.0m S55. 12
	緑地	樹木		270 種類	-	-	別表7のとおり。県内自生種500種類の内 S55. 12
	幹線遊歩道	建物	躑躅ヶ崎休憩舎	木造	1 棟	14.90 m ²	躑躅ヶ崎園地
天神山休憩舎			木造	1 棟	16.56 m ²	天神山園地	S57. 3
北山休憩舎			木造	1 棟	17.36 m ²	北山園地	S58. 12
白山休憩舎			木造	1 棟	13.25 m ²	白山園地	S60. 2
深草園地トイレ			RC造	2 棟	3.08 m ²	大便器2	S57. 3
施設		遊歩道		23.6 km	-	-	幹線遊歩道22.2km, (積翠寺～兜山1.4km) S57. 3
		水飲場	RC造	1 基	2	口	深草園地 S57. 3
鳥獣センター	建物	管理棟 (第1展示館)	RC造	1 棟	369.38 m ²		S51. 6
		車庫	鉄骨造	1 棟	30.25 m ²		S51. 6
		親子工作室	鉄骨造	1 棟	40.00 m ²		S51. 6
		雉の仲間舎		1 棟	107.25 m ²		S52. 2
		水鳥舎		1 棟	16.23 m ²		S52. 2
		水鳥舎 (小屋舎)		1 棟	16.23 m ²		S52. 2
		屋外便所		1 棟	6.00 m ²		S52. 3
		第2展示館	RC造	1 棟	210.38 m ²		S55. 3
	施設	駐車場				10 台	S51. 6
		遊歩道				50 m	S51. 6
		木製遊具		3 基			S51. 6
		浄化槽	単独、平面酸化床方式	1 個	50	人槽	S51. 6
		浄化槽	単独、平面酸化床方式	1 個	80	人槽	S51. 6
		浄化槽	単独、平面酸化床方式	1 個	10	人槽	S51. 6
		受水槽	FRP製、揚水ポンプ2基	1 基	6	m ³	H21 3
		高架水槽	FRP製	1 基	2	m ³	S51. 6
		フェンス		1 式	70.60	m	S50. 3
		ポンプ室		1 棟	8.35 m ²		S50. 3
		ボイラー室		1 棟	4.34 m ²		S55. 3

施設の内の建物の詳細(用途別)

別表 2

用途	名称	区域名	構造	規模		備考
				建築面積	延床面積	
管理棟・研修棟	サービスセンター	健康の森	木質2方向フレーム構造	352.37 m ²	352.37 m ²	事務室、研修室、休憩室
	キャンプ場管理棟		木造	8.80 m ²	8.80 m ²	イベントテント収納
	鳥獣センター管理棟(第1展示館)	鳥獣センター	RC造	369.38 m ²	369.38 m ²	事務室、展示室
親子工作室	鉄骨造		40.00 m ²	40.00 m ²	作業室	
展示棟	森林学習展示館	健康の森	鉄骨造	438.65 m ²	438.65 m ²	展示室
	展望休憩室	鳥獣センター	木造	87.78 m ²	87.78 m ²	展示室・休憩室
	鳥獣センター第2展示館		RC造	210.38 m ²	210.38 m ²	展示室
観察棟	野鳥観察小屋	健康の森	木造	12.96 m ²	12.96 m ²	林間広場(西の平)
	雉の仲間舎	鳥獣センター		107.25 m ²	107.25 m ²	
	水鳥舎			16.23 m ²	16.23 m ²	
	水鳥舎(小屋舎)			16.23 m ²	16.23 m ²	
宿泊棟	ログキャビン(すぎ)	健康の森	木造	49.17 m ²	49.17 m ²	5人用
	ログキャビン(からまつ)		木造	41.75 m ²	41.75 m ²	5人用
	ログキャビン(やまゆり)		木造	58.20 m ²	58.20 m ²	10人用
シャワー棟	シャワー施設		鉄骨造	50.44 m ²	50.44 m ²	ユニットシャワー2、水シャワー、ドラム缶風呂2
炊事棟	キャンプ場炊事場(旧)		鉄骨造	46.90 m ²	46.90 m ²	バーベキュー20台
	キャンプ場炊事場(新)		鉄骨造	38.50 m ²	38.50 m ²	バーベキュー3台
車庫	旧サービスセンター車庫		鉄骨造	18.00 m ²	18.00 m ²	軽トラック1台分
	サービスセンター車庫		軽量鉄鋼造	22.37 m ²	22.37 m ²	軽トラック、作業用具収納
	鳥獣センター車庫	鳥獣センター	鉄骨造	30.25 m ²	30.25 m ²	
倉庫	炭焼小屋倉庫	健康の森	木造	9.60 m ²	9.60 m ²	炭焼用具収納
	キャンプ場東倉庫		鉄骨造	11.00 m ²	11.00 m ²	テント用具収納
	キャンプ場西倉庫		鉄骨造	11.00 m ²	11.00 m ²	炊事用具収納
四阿	自由広場四阿		木造	22.09 m ²	22.09 m ²	4.7m*4.7
	円山四阿	樹木見本園	木造	9.00 m ²	9.00 m ²	3m*3m
	見本園四阿		木造	8.41 m ²	8.41 m ²	2.9m*2.9m
展望台	展望台(第3駐車場)	健康の森	木造	16.20 m ²	16.20 m ²	屋根無
休憩舎	見本園休憩舎	樹木見本園	木造	34.31 m ²	34.31 m ²	
	躑躅ヶ崎休憩舎	幹線遊歩道	木造	14.90 m ²	14.90 m ²	
	天神山休憩舎		木造	16.56 m ²	16.56 m ²	
	北山休憩舎		木造	17.36 m ²	17.36 m ²	
	白山休憩舎		木造	13.25 m ²	13.25 m ²	
屋外トイレ	自由広場トイレ	健康の森	木造	28.32 m ²	20.64 m ²	身障者付
	キャンプ場トイレ		鉄骨造	38.40 m ²	38.40 m ²	
	見本園トイレ	樹木見本園	ユニット	10.08 m ²	10.08 m ²	3.6m*2.8m(0.9m*1.0m)
	屋外トイレ	鳥獣センター		6.00 m ²	6.00 m ²	
	深草園地トイレ	幹線遊歩道	RC造	3.08 m ²	3.08 m ²	

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考		
施設	園内巡視及び清掃	健康の森内遊歩道	-	12回/年	18.5	km	通年			
		幹線遊歩道	-	12回/年	23.6	km	通年			
		樹木見本園	-	12回/年	1.34	km	通年			
		バリアフリー歩道	-	12回/年	1.5	km	通年			
	清掃	サービスセンター(トイ含)	-	12回/年	小便器 4個 大便器 5個	個	通年	男:小3,大1,手洗1 女:大3 多目的:小1,大1,手洗1	労働安全衛生法第23条に基づく。規則第619条第1項	
			-	8回/年	小便器 3個 大便器 5個	個	3月~10月	男:小3,大2,手洗2,流し1,女:大2,手洗2,身障者:大1		
		展望休憩室(トイ含)	-	8回/年	小便器 0個 大便器 1個	個	3月~10月	男女兼用:大1,手洗1		
			-	12回/年	小便器 2個 大便器 4個	個	通年	男:小2,大1,手洗1,女:大2,手洗1,身障者:大1,手洗1		
		キャンプ場トイレ	-	6回/年	小便器 4個 大便器 8個	個	5月~10月	男:小4,大3,手洗4,女:大5,手洗4		
			-	12回/年	2	個	通年			
		樹木見本園内トイレ	-	12回/年	1	個	通年			
		デイキャンプサイト	-	利用時	5	付	通年			
		鳥獣センター第1及び第2展示館	-	6回/年	1	式	通年	鳥獣センター577㎡(屋外トイ含む) 鳥獣センターガラス174㎡		
		建築物の定期点検	森林学習展示館、鳥獣センター管理棟及び第2展示館	1回/3年	1回/3年			9月		
	建築設備定期点検	森林学習展示館、鳥獣センター管理棟及び第2展示館	1回/年	1回/年			9月			
	受水槽清掃	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽 1基 高置水槽 1基	基	3月	受水槽(15m3,FRP)高置水槽(15m3,FRP),ポンプ2基,口径40	水道法第34条の2第1項に基づく。施行規則第55条	
			1回/年	1回/年	受水槽 1基	基	4月	容量300L,FRP	水道法第34条の2第1項に基づく。施行規則第55条	
		鳥獣センター	1回/年	1回/年	受水槽 1基 高置水槽 1基	基	3月	受水槽(6m3,FRP)高置水槽2t	水道法第34条の2第1項に基づく。施行規則第55条	
	簡易専用水道水質検査	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽 1基 高置水槽 1基	基	5月	受水槽(15m3,FRP)高置水槽(15m3,FRP)	水道法第34条の2第2項に基づく。施行規則第56条	
			1回/年	1回/年	受水槽 1基 高置水槽 1基	基	7月	受水槽(21L,FRP)高置水槽(2L,FRP)	水道法第34条の2第2項に基づく。施行規則第56条	
	浄化槽保守点検	サービスセンター	2回以上/年	6回/年	浄化槽	1	基	5,7,9,11,1,3月	合併、分離嫌気ろ床、25人槽	浄化槽法第10条に基づく。施行規則第6条第1項
		自由広場トイレ	4回以上/年	6回/年		1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、分離接触ばっ気、28人槽	
		キャンプ場トイレ	4回以上/年	4回/年		1	基	5,7,9,11月	合併、嫌気ろ床生物濾過、50人槽	
		森林学習展示館	4回以上/年	5回/年		1	基	5,7,9,11,1月	単独、分離接触ばっ気、35人槽	
		鳥獣センター第1展示館	2回以上/年	6回/年		1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、50人槽	
		鳥獣センター第2展示館	2回以上/年			1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、80人槽	
		鳥獣センター野外トイレ	2回以上/年			1	基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、10人槽	
浄化槽清掃	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5	基	6月		浄化槽法第10条に基づく。	
	鳥獣センター				3	基	6月			
浄化槽水質検査	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5	基	11月		浄化槽法第11条に基づく。	
	鳥獣センター				3	基	10月			

施設・緑地の管理業務

別表3

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考		
施設	消防設備点検	サビセンター、森林学習展示館	1回/年	1回/年		1 式	3月	受信機2、感知器18、煙感知、発信器、音響装置、表示灯（各1）、誘導灯3	消防法第17条の3の3に基づく。施行規則第31条の6第2項	
		鳥獣センター・第1及び第2展示館	1回/年	1回/年		1 式	3月			
	電気設備点検	サビセンター、森林学習展示館	12回/年	6回/年		1 式	毎月	家用電気工作物（設備容量60KVA、受電電圧6,600V）	告示第249号（H15.7月経済産業省）	
LPガス設備点検	サビセンター、コウシャウ	1回以上/4年	1回/4年	LPガス		2 基	奇数年の8月		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条第1項第1号に基づく。施行規則第36条	
			1回/4年				偶数年の8月			
緑地	清掃	林間広場	-	1回以上/週		12,500	m ²	通年（巡回時（週1回以上））	大宮山、キャンプ場	キャンプ場7,000m ² 、大宮山5,500m ² 、西の平6,000m ²
		林間広場	-	1回以上/週		6,000	m ²	通年（巡回時（週1回以上））	西の平	
		自由広場	-	1回以上/週		8,500	m ²	通年（巡回時（週1回以上））	木の体験広場	
		彼岸桜広場	-	1回以上/週		2,700	m ²	通年（巡回時（週1回以上））		
		森林学習展示館周辺	-	毎日		3,000	m ²	通年		
		鳥獣センター	-	毎日		10,000	m ²	通年		
		躑躅ヶ崎園地、北山園地	-	1回以上/月		1,200	m ²	通年（巡回時（月1回以上））		
		樹木見本園内遊歩道	-	1回以上/月		1.3	km	通年（巡回時（月1回以上））		
		健康の森内遊歩道	-	1回以上/週		18.5	km	通年（巡回時（週1回以上））		
		幹線遊歩道	-	随時		23.6	km	通年		
		バリアフリー歩道	-	1回以上/週		1.5	km	通年（巡回時（週1回以上））	展望台を含む	
	バリアフリー歩道維持補修	バリアフリー歩道	-	随時		1.5	km	通年	展望台を含む	
	草刈	林間広場	-	4回/年		12,500	m ²	6, 7, 8, 10月	大宮山、キャンプ場	キャンプ場7,000m ² 、大宮山5,500m ² 、西の平6,000m ²
		林間広場	-	2回/年		6,000	m ²	7, 8, 9月	西の平	
		自由広場	-	4回/年		8,500	m ²	4, 6, 8, 10月	木の体験広場	
		彼岸桜広場	-	2回/年		2,700	m ²	6, 8月		
		森林学習展示館周辺	-	2回/年		3,000	m ²	6, 8月		
		鳥獣センター	-	2回/年		10,000	m ²	6~9月		
		躑躅ヶ崎園地、北山園地	-	4回/年		1,200	m ²	4, 6, 8, 10月		
		樹木見本園内遊歩道	-	2回/年		1,300	m ²	6, 8月	延長1.3km 刈幅1.0m(道の両脇)	
		健康の森内遊歩道	-	2回/年		18,500	m ²	6, 8月	延長18.5km 刈幅1.0m(道の両脇)	
		幹線遊歩道	-	2回/年		23,600	m ²	6, 8月	延長23.6km 刈幅1.0m(道の両脇)	
	バリアフリー歩道	-	2回/年		15,000	m ²	6, 8月	延長1.5km 展望台を含む		
剪定	旧サビセンター周辺	-	1回/年		930	m ²	適期			
	キャンプ場周辺	-	1回/年		100	m ²	適期			
	学習展示館周辺	-	1回/年		390	m ²	適期			
	自由広場周辺	-	1回/年		400	m ²	適期			
	健康の森入口	-	1回/年		10	m ²	適期			
	みゆきの森周辺	-	1回/年		120	m ²	適期			
	樹木見本園	-	1回/年		60	m ²	適期			
	幹線遊歩道	-	1回/年		100	m ²	適期	躑躅ヶ崎園地、北山園地		
	野鳥観察小屋周辺生垣	-	1回/年		80	m	適期			

施設・緑地の管理業務

別表3

分類	作業の種類	法令上の 頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
	鳥獣センター	-	2回/年		50㎡	適期		

施設・緑地の管理業務

別表3

分類	作業の種類	法令上の 頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
緑地	冬囲 倒木整理	樹木見本園	-	1回/年	3	本	12月	ソテツ
		健康の森	-	随時	18.5	km	通年	
		樹木見本園	-	随時	1.3	km	通年	
		幹線遊歩道	-	随時	23.6	km	通年	
		バリアフリー歩道	-	随時	1.5	km	通年	
備品	車両維持管理（日常点検）	-	1回/週			通年		
	車両維持管理（車検）	-	1回/年			12月		
	備品全般管理（台帳確認）	-	随時			通年		

No	品名	保管場所	数量	計	会社名	機種	
1	椅子	森林学習展示館	9	9	コクヨ	CF-B7-B 折りたたみ式	
2	一輪車	サービスセンター	2	2		作業用浅型	
3	運搬車	サービスセンター	1	1		4輪手押し車	
4	温湿度計	サービスセンター	1	1		バイメタル式丸形300M/M	
5	カーテン	展望休憩室	7	7			
6	カーテンレース	展望休憩室	7	7			
7	傘立	森林学習展示館	1	2	プラス	プラス 45型	
		サービスセンター	1				
8	カルタ取り台	森林学習展示館	1	1	ソニー I BM		
9	簡易炭焼釜	炭焼き小屋	3	3			
10	木登り機	車庫	1	1	大貫	枝打用	
11	脚立	車庫	1	1		三脚式 10尺用	
12	救急箱	サービスセンター	1	2		木箱入	
		森林学習展示館	1			救急箱	
13	グラフィックカルタ	森林学習展示館	1	1	ソニー	木の葉カルタ	
14	更衣ロッカー	サービスセンター	2	4	コクヨ プラス	2連2号	
			2				
15	黒板	森林学習展示館	1	2		回転式BBR-34GG	
			1				
16	コンピューターソフト	森林学習展示館	2	2	ソニー I BM	パソコンクイズ神々の森	
17	背負子	車庫	1	1		アルミ合金製 BB-006	
18	書庫	サービスセンター	1	16	コクヨ	両開 (鋼製)	
			1			プラス	引き戸式 (鋼製)
			1			コクヨ	引き戸式 (鋼製)
			1			コクヨ	引き戸式 (鋼製)
			1			コクヨ	引き戸式 (鋼製)
			2			コクヨ	ガラス引き戸
			1			プラス	SG503R ガラス引戸
			1			ウチダ	SG503R ガラス引戸
			1			コクヨ	引出し
			3				脇引出し
		1	森林学習展示館		プラス	ガラス引き戸	
		1				鋼製引き戸	
19	スチール書庫	サービスセンター	1	1	コクヨ	S-535-GF1 ガラス引戸	
20	スポルテングスコープ	サービスセンター	2	2	ビクセン	25x50m/m	
21	スポルテングスコープ脚	サービスセンター	2	2	ハクバ、スリック		
22	双眼鏡	サービスセンター	1	11	ビクセン	7x35	
			10			ペンタックス、オリンパス	9x21 UCF mini
23	高枝切鋸	サービスセンター	3	3	クリントン	刃長 400M/M	
24	担架	サービスセンター	1	1		YS-40A 布製	
25	チェンソー	車庫	2	3	新ダイワ	E394、E395	
			1			E394	
26	テーブル(長イス)	サービスセンター	3	3	ライオン	ライオンレガテーブルC-9	
27	テーブル	森林学習展示館	1	1		木製 (大)	
28	手提金庫	サービスセンター	2	2	プラス	(大)、(小)	
29	テレビ	サービスセンター	1	1	ソニー	カラーテレビKV27AX	
30	電気コンロ	森林学習展示館	1	1	東芝	HP643	
31	瞬間湯沸器	森林学習展示館	1	1	ナショナル	GW-526A	
32	テント	キャンプ場	5	25	小川テント	OT-638 (8人用)	
			10			OT-635 (5人用)	
			10			A型3628	
33	灰皿	森林学習展示館	1	1		ボックス型 SS-91M	
34	測高竿	サービスセンター	1	1		検測 SK-3026 12M/M	
35	はしご	車庫	1	1		枝打用 (5m用) アルミ製	
36	ハンドマイク	サービスセンター	1	1	トーア	6-3 ER-64	
37	ビデオブース	森林学習展示館	2	2	ソニー		
38	ビデオ装置	サービスセンター	1	1	東芝	A505、ST	
39	フライシート	キャンプ場	15	30	小川テント	OT-725 (5人用)	
			5			OT-728 (8人用)	
			10			3748 (8人用)	
40	木工用具セット	サービスセンター	14	14			
41	ラジオ	サービスセンター	1	1	東芝	RH565C	
42	雨量計	サービスセンター	1	1		自動式34J20 (未使用)	
43	ホワイトボード	サービスセンター	1	1	コクヨ	コクヨ BB-R936AWW	

No	品名	保管場所	数量	計	会社名	機種
44	ペレットストーブ	サービスセンター	1	1		1850?7000kcal/h
44	会議テーブル	サービスセンター	2	2	コクヨ	BT-506PIM
45	応接用テーブル	サービスセンター	1	1	コクヨ	ペーシス NT-370P1CN
46	応接テーブル	森林学習展示館	1	1		
48	応接椅子	サービスセンター	2	4	コクヨ	サリバン2 CE-300VR02
		森林学習展示館	2			布製1組
49	下刈用カマ	サービスセンター	3	3		下刈用大カマ
50	刈払機	車庫	1	1	新ダイワ	R232T-2
51	休憩テーブル	森林学習展示館	8	8	コクヨ	BT-10-19
		サービスセンター	1			
52	健康の森インフォメーションマップ	森林学習展示館	1	1		
53	玄関マット	展望休憩室	1	2		
		森林学習展示館	1			
54	作業台	サービスセンター	4	4		木製
55	雑椅子	展望休憩室	6	6		木製 角(丸)椅子
56	雑棚	車庫	4	4		
57	消火器	サービスセンター	12	18		粉末ABC-10型
		森林学習展示館	6			
58	食器戸棚	森林学習展示館	1	2		茶だんす 木製
		サービスセンター	1			スチール
59	成長錐	サービスセンター	2	2		スウェーデン製40cm
60	掃除機	サービスセンター	1	5	東芝	VC-P280
		森林学習展示館	1			VC-1050P
		ログキャビン	3		日立	CVC-45
61	掛時計	森林学習展示館	1	1		
62	測高機	サービスセンター	1	1		デンドロメーター2型
63	測量器械保管庫	サービスセンター	1	1		B1
64	長椅子	展望休憩室	3	3		ビニール製
65	陳列台	展望休憩室	4	4		
66	天幕(キャンプ場管理小屋)	車庫	1	1		
67	野鳥歳時記	サービスセンター	5	5		
68	輪投げセット	森林学習展示館	1	1		フジツウ
69	冷蔵庫	サービスセンター	2	2		
70	冷蔵庫	サービスセンター	1	2	日立	R86-A
		森林学習展示館	1		サンヨー	SR-26U(S)
71	小型貨物自動車	サービスセンター	1	1	ホンダ	パートナー 山梨44つ1829
72	軽四輪貨物自動車	サービスセンター	1	1	スズキ	キャリー 山梨480す796
73	万力	サービスセンター	8	8		
74	切断機	サービスセンター	1	1		
75	脚立	森林学習展示館	1	1		
76	釜(カマド付)	サービスセンター	3	3		
77	薪割機	炭焼き小屋	1	1	ホンダ	EX160 5.5
78	丸椅子	サービスセンター	19	19		
79	袖机	サービスセンター	3	3		
80	座卓	サービスセンター	5	5		
81	椅子	サービスセンター	17	17		集会室
82	AED	サービスセンター	1	1	日本光電工業(株)	AED-9200
83	下駄箱	サービスセンター	1	1	コクヨ	シューズボックス6列4段 SX-64TF1N
84	パンフレットスタンド	サービスセンター	2	2	コクヨ	ZR-PS203
85	戸棚スクールロッカー(ハイタイプ)	サービスセンター	1	1	コクヨ	SLK-HT9LF1
86	軽量ラック	サービスセンター	1	2	コクヨ	MI-7615N 壁固定器具2個を含む
			1		コクヨ	MI-7555N 壁固定器具2個を含む
			3		コクヨ	基本 MM-A07625F1N
			1		コクヨ	増連 MM-CA07625F1N
87	ノンボルト中量ラック	サービスセンター	1	6	コクヨ	基本 MM-AW07425F1N
			1		コクヨ	壁固定器具・トップブレース各1個を含む
			1		コクヨ	増連 MM-CAW07425F1N
			1		コクヨ	壁固定器具・トップブレース各1個を含む
88	チェアーポーター	サービスセンター	2	2	コクヨ	CP-890N3
89	壁掛ホワイトボード(月行事)	サービスセンター	1	1	コクヨ	コクヨ HE-BBH136MW
90	投影機 プロジェクター	サービスセンター	1	1	エプソン	EB-900
91	映写機用器具プロジェクタースクリーン	サービスセンター	1	1	エプソン	ELPSC29
92	パーテーション	サービスセンター	1	1	ログクラフト協同組合	W1000×H1600 レガシー材
93	レガシー材展示用掲示板	森林学習展示館	1	1	ログクラフト協同組合	W600×H400 レガシー材
94	ベンチ	森林学習展示館	1	1	ログクラフト協同組合	W1200×H400×D400 レガシー材
95	映像装置	サービスセンター	1	1		86型モニター及び周辺機器

No	品名	保管場所	数量	計	会社名	機種
96	ノートPC	サービスセンター	2		ASUS	ASUS Laptop 15 X545FA
97	甲武信ユネスコエコパークジオラ	サービスセンター	1	1		縦900mm×横1350mm×高さ750mm
98	甲武信ユネスコエコパーク紹介バ	サービスセンター	1	1		54枚
99	甲武信ユネスコエコパーク表札	サービスセンター	1	1		W1500×H300×D30
100	パンフレットスタンド	サービスセンター	2	2	エヌケー	PSR-C310-GR
101	A型看板	サービスセンター	2	2		B2 片面 アルミスタンド
102	サインスタンド	サービスセンター	1	1		A3 ジョイントテックス754-619
103	パーテーション	サービスセンター	9	9		木目ナチュラルウッド PW1218NW
104	電話台	サービスセンター	2	2	コクヨ	TT-12TN

No	品名	保管場所	数量 計	会社名	機種
----	----	------	------	-----	----

鳥獣センター

No	品名	保管場所	数量 計	会社名	機種・規格
105	上皿自動天秤	飼育室	2 2	東亜計機製作所	
106	計量器	1号館倉庫	2 2		
107	裁断機	事務室	1 1		
108	孵卵器	工作室	1 1	昭和孵卵器研究所	P-008型
109	鉄製書庫	事務室	3 3	プラス	PLUS 5段
110	鉄製書庫	事務室	1 1		2段
111	鉄製書庫	事務室	1 1		Crown
112	書庫	事務室	1 1	コクヨ	コクヨ 3段
113	電気鉛筆削	事務室	1 1	三菱	三菱ES-20型
114	レターケース	事務室	1 1	コクヨ	コクヨ 7段
115	レターケース	事務室	2 2	プラス	PLUS10段、7段
116	テレビ (台付)	1号館	1 1	パナソニック	パナソニックPH-29VS10c
117	ビデオデッキ	1号館	1 1	パナソニック	パナソニックNV-G55
118	カセットテープ	事務室	7 7		野鳥の鳴声など
119	飼料計量器	1号館倉庫	1 1	ヤマト	
120	三脚	事務室	1 1		Topman M-228
121	スライドプロジェクター	1号図書室	1 1		CABIN 94-5349 FAMILY CABINII
122	ズームレンズ	事務室	1 1	キャノン	キャノン200M-CONVERTER
123	映画フィルム	事務室	1 1		水辺の鳥
124	映画フィルム	事務室	1 1		日本ザル
125	映画フィルム	事務室	1 1		キジ
126	映画フィルム	事務室	1 1		野鳥の森
127	映画フィルム	事務室	1 1		野鳥の生態
128	映画フィルム	事務室	1 1		どうぶつシリーズ
129	映画フィルム	事務室	1 1		日本の野鳥
130	映画フィルム	事務室	1 1		草原や森の鳥
131	映画フィルム	事務室	1 1		雷鳥と四季
132	映画フィルム	事務室	1 1		珍鳥を訪ねて
133	映画フィルム	事務室	1 1		カッコウの生態
134	映画フィルム	事務室	1 1		文鳥ピッポの冒険
135	映画フィルム	事務室	1 1		動物の親子
136	映画フィルム	事務室	1 1		琉球の自然
137	映画フィルム	事務室	1 1		No.5478かわいいうどうぶつシリーズ とりーにわとり・じゅうしまつ・はとー
138	映画フィルム	事務室	1 1		No.5520かわいいうどうぶつシリーズ みずとりーあひる・かもー
139	ビデオ	事務室	1 1		大自然の中の小さな命たち～八ヶ岳の自然～
140	ビデオ	事務室	1 1		BIRDING1 バードウォッチング入門 NHKエンタープライズ
141	ビデオ	事務室	1 1		BIRDING2 楽しいバードウォッチング NHKエンタープライズ
142	図書	事務室	55 55		
143	映写機	1号館	1 1	ホクシン	ホクシンX-310
144	映写機	1号館	1 1	ホクシン	ホクシン
145	スクリーン	1号館	1 1	キョウエイ	KYOEI SHOJIオーロラスクリーン
146	映写台	1号館	1 1	オート	AUTO
147	テレビ台	1号館	1 1	プラス	PLUS
148	瞬間湯沸かし器	飼育室	1 1	パロマ	パロマPH-5BV
149	瞬間湯沸かし器	給湯室	1 1	パロマ	パロマPH-5BV
150	台車	2号館倉庫	2 2		ポーターメイト 26071
151	脚立	2号館倉庫	1 1		Pica JOB-120
152	扇風機	飼育室	1 1	シャープ	シャープPJ-404FF
153	グラインダー	工作室	1 1	日立	
154	電気鋸	工作室	1 1	マキタ	マキタUH4500
155	電気ドリル	工作室	1 1	マキタ	マキタ
156	工作台	工作室	1 1		木製
157	作業台	工作室	2 2		木製
158	脚立	車庫	1 1	ハセガワ	ハセガワRE-15
159	踏み台	倉庫	1 1	日経	㈱日経プロダクツGSS-06c
160	双眼鏡 (ケース付)	図書室	1 1		フジノン
161	双眼鏡	図書室	1 1		Meibo Z01420
162	双眼鏡 (ケース付)	図書室	1 1	ニコン	Nikon580-534
163	双眼鏡 (ケース付)	図書室	1 1	スコット	SCOTT ZOOM
164	双眼鏡	図書室	1 1		ZEBIAS NDR-1025
165	望遠鏡	図書室	1 1		ベルボンZ-5040

No	品名	保管場所	数量	計	会社名	機種
166	三脚	図書室	1	1		VANGUARD UT-438
167	三脚	図書室	1	1		Pi ca CSM-53型
168	マイクロホンスタンド	1号館	1	1	松下	松下WN-138
169	ニワトリ発生順序	2号館	1	1		ホルマリン漬け展示品
170	ニワトリの骨格	2号館	1	1		脊椎動物骨格標本
171	食器棚	事務室	1	1		440*650*450
172	冷凍庫	飼育室	1	1	日立	日立 BS-T201L
173	冷凍庫	飼育室	1	1	シャープ	シャープFJ-102
174	電子レンジ	飼育室	1	1	ナショナル	ナショナルNE-S30
175	黒板	1号館	1	1	コクヨ	コクヨ1200*3600
176	黒板	図書室	2	2	コクヨ	コクヨ900*1800
177	消火器	各室	14	14		ヤマトプロテック
178	時計	事務室	1	1	シチズン	シチズンRHYTHM QUARTZ
179	時計	1号館	1	1	シチズン	シチズンRHYTHM QUARTZ
180	スモーキングスタンド	2号館倉庫	1	1		
181	スモーキングスタンド	1号館倉庫	1	1		
182	スモーキングスタンド	2号館倉庫	4	4		
183	傘立	1号館	2	2		
184	傘立	2号館	1	1		
185	物品棚	事務室	1	1		4段
186	キーボックス	事務室	1	1		ドロゴン
187	ジオラマ背景パネル	1号館	6	6		
188	ジオラマ背景パネル	2号館	2	2		
189	壁面パネル	1号館	4	4		
190	展示パネル	2号館	1	1		
191	展示ボード	図書室	15	15		
192	展示館案内板	野外	3	3		
193	場内案内板	野外	1	1		
194	ブラインド	事務室	4	4	タチカワ	タチカワ インテリアブラインド
195	梯子	2号館	1	1		
196	応接セット	事務室	1	1		机600*150*450 3人用いす(1) 1人用いす(2)
197	雑誌架	入口	1	1		
198	鉄骨おり	野外	3	3		クマ、サル、大型獣
199	飼育小屋	野外	3	3		
200	小型貨物車	車庫	1	1	スバル	フォレスターCBA-SG5 山梨300に1469
201	一輪車	倉庫	1	1		
202	台車	図書室	1	1		
203	展示ケース	図書室	2	2		
204	両袖机	事務室	1	1	ウチダ	
205	片袖机	事務室	4	4	ウチダ	
206	片袖机	飼育室	1	1	ウチダ	
207	脇机	スチール職員通路 口前	2	2		スチール、木製
208	片袖机	2号館救護室	1	1	ウチダ	
209	会議用いす	1号館物置	1	1		
210	会議用机	1号館	18	18	プラス	PLUS600*1800*730
211	会議用机	1号館倉庫	22	22	プラス	PLUS450*1800*700
212	教卓	1号館	1	1	プラス	PLUS600*1000*700
213	大型回転いす	事務室	1	1	プラス	PLUS
214	小型回転いす	事務室	4	4	プラス	PLUS
215	折りたたみいす	1号館	36	36	コクヨ	コクヨS-1032
216	折りたたみいす	1号館倉庫	124	124	コクヨ	コクヨS-1032
217	長いす	1号館	4	4		470*1750*350
218	長いす	2号館	3	3		470*1750*350
219	会議用いす	図書室	8	8		
220	からまつベンチ	1号館	1	1		
221	物置	飼料置場	1	1	田窪保工業所	
222	ロッカー	1号館物置	1	1	プラス	PLUS 1連
223	ロッカー	事務室	1	1		4連
224	展示ケース	2号館	6	6		
225	ホッキョクグマケース	2号館	1	1		寄贈品
226	本棚	図書室	4	4	プラス	
227	スチール棚	事務室	2	2	プラス	
228	動物標本(剥製)		652	652		別表11
229	クマ用	物置	4	4	田中工務店	
230	犬用(サル、タヌキ、ハクビシン)	物置	1	1	藤田工業製作所	
231	猫用(サル、タヌキ、ハクビシン)	物置	5	5	藤田工業製作所	

No	品名	保管場所	数量	計	会社名	機種
232	飼養用鳥カゴ	飼育室	53	53		
233	展示用おり	飼育室	1	1		400*600*450
234	展示用おり	飼育室	1	1		400*570*420
235	展示用おり	飼育室	1	1		450*450*900
236	展示用おり	飼育室	2	2		300*370*500
237	展示用おり	飼育室	2	2		290*250*450
238	飼養用おり (バードハウス)	野外	6	6		HOEI900*950*1200
239	飼養用おり	野外	2	2		TYワンワンハウス1150*1550*1400
240	飼養用おり	野外	1	1		スチール切妻犬舎750*1050*1100
241	飼養用おり	野外	1	1		TYワンワンハウス850*1100*1000
242	飼養用おり	飼育室	1	1		550*750*550
243	飼養用おり	飼育室	1	1		420*600*500
244	飼養用おり	飼育室	2	2		430*590*520
245	アニマルライフ	図書室	22	22	平凡社	
246	図書	図書室	58	58		レッドデータブック他
247	山梨県例規集	事務室	1	1		

類別	内容	備考
山梨県地形模型	富士箱根伊豆国立公園・富士山・富士五湖、上野原林業地、カラマツ人工林、身延山、県立四尾連湖自然公園・四尾連湖、八ヶ岳中信高原国定公園・八ヶ岳、清里高原、秩父多摩甲斐国立公園・西沢溪谷・瑞牆山、山梨県立武田の杜・健康の森(現在地)、秩父多摩国立公園・昇仙峡、南アルプス国立公園・白根三山・白鳳溪谷、県立南アルプス巨摩自然公園・櫛形山、富士川林業地 16箇所	スイッチプレート・T3アクリル・ユニイト、地形模型 1/65000
壁面レリーフ	タイトル「森と生命」（製作者 田中不二）古くから人々は、森を信仰の対象として守り、自然の象徴として木を育て、森とともに生きてきました。地球の緑を支えることは、自然環境の保全に役立ち、自然の生態系を守ることにあります。この考えを一本の苗木、若い男女、その周辺の動物の姿に表し、自然を守ることの大切さを表現したレリーフです。	アルフォット250*250
健康の森インフォメーションマップ	健康の森のまわりには、豊かな自然がいっぱい。花や鳥や虫を見つけたら、ペンで地図に書き込んでみよう。	W=1800, H=900
県の花・鳥・木・獣	フジザクラ、ウグイス、カエデ、カモシカ	プリントフィルム300*450 白抜き文字
市町村の木	ヤエザクラ(大月市)、カシ(甲府市、竜王町)、サクラ(牧丘町、豊富村、六郷町、白根町、若草町、甲西町)、シラカンバ(富士吉田市、韮崎市、大和村、芦川村、須玉町、長坂町)、モミ(塩山市)、アカマツ(都留市、一宮町、三珠町、下部町、敷島町、高根町、小淵沢町、白州町、市川大門町、西桂町、足和田村)、マツ(山梨市、御坂町、八代町、増穂町、櫛形町、大泉村、武川村)、モクセイ(春日居町、境川村)、クリ(三富町)、ブドウ(勝沼町)、ナンテン(中富町)、クロマツ(石和町)、カエデ(中道町、鰍沢町)、カリン(白根町)、フジザクラ(上九一色村、勝山村)、カツラ(早川町)、シダレザクラ(身延町)、ヒノキ(南部町、秋山村、小菅村)、スギ(富沢町、道志村)、ウメ(玉穂町)、オトメツバキ(昭和町)、ヒマラヤスギ(田富町)、ヨシノザクラ(八田村)、ゴヨウマツ(芦安村)、センダン(双葉町)、ヤマザクラ(明野村)、イチイ(忍野村、山中湖村、鳴沢村)、レンゲツツジ(河口湖町)、ヤマモミジ(上野原町)、ブナ(丹波山村)	プリントフィルム130*160 白抜き文字30枚
山梨県の天然記念物	燕岩岩脈(甲府市)、万休院の舞鶴マツ(武川村)、上野原の大ケヤキ(上野原町)、美し森の大ヤマツツジ(大泉村)、山中のハリモミ純林(山中湖村)、富士浅間神社の大スギ(富士吉田市)、竜宮洞穴(足和田村)、氷室神社の大スギ(増穂町)、三恵の大ケヤキ(若草町)、富士山御庭のカラマツ変形樹	プリントフィルム245*320 白抜き文字 10枚
山梨県の森林(垂直分布)	山麓帯(～500m):暖帯常緑広葉樹林シラカシ、タブノキ、ヤブツバキ、山地帯(～1600m):温帯落葉広葉樹林ミズナラ、ブナ、コミネカエデ、亜高山帯(～2500m):亜寒帯針葉樹林シラベ、シャクナゲ、ダケカンバ、高山帯(2500m～):ハイマツ群落・高山草原ハイマツ、チシマギキョウ、ミネウスユキソウ	プリントフィルム245*320 白抜き文字
地形ジオラマとマルチスライド	ボタンを押すと、ビデオ「山と森に抱かれて」が上映される。(上映時間8分)、ジオラマ:夜叉神峠、清里高原、国師ヶ岳夢の庭園	プロジェクタースタートスイッチプレート/50*450T3アクリル

類別	内容	備考
森林のはたらき	森林は緑の総合資源①水をたくわえる②水害を防ぐ③風を防ぐ④山くずれを防ぐ⑤やすらぎを与える	300*250、5枚
山梨県の地質	地質上に各岩石の産地をプレート表示。①砂岩、泥岩互層②凝灰角礫岩（グリーンタフ）、③粘板岩、砂岩互層④チャート⑤青木ヶ原丸尾玄武岩質溶岩流⑥権現岳複輝石安山岩⑦凝灰角礫岩⑧徳和型花こう閃緑岩	岩石産地プレート8箇所/20*200*2骨白アクリル
山梨県の森林の歩み	戦国時代から昭和に至るまで、県有林の歴史と現状について紹介する。戦国時代：甲斐の山林制度の祖武田信玄公、川除林として有名な万力林、徳川時代：入会山の制度、御国山川掟（おんこくやまかわおきて）、元禄元年（1688）の甲斐の国絵図、徳川時代から保護されてきた社寺有林、明治・大正・昭和：謝恩碑、山村の荒廃と明治40、43年の大水害、明治44年入会御料地の御下賜、昭和20年頃の山作業風景、御沙汰書（明治44年）、昭和25年4月4日天皇陛下ご臨席のもとで行われた第1回植樹祭、第1回全国植樹祭ご臨席の後、舞鶴城謝恩碑前にご到着の天皇陛下、昭和30年に完成した夜叉神トンネル（野呂川林道）	樹種：スギ、樹令166年、産地：南巨摩郡早川町赤沢七面山 樹高29m、胸高直径98cm、材積7.53m ³ ：1797年（寛政9年）甲府学問所ができた（官学のはじまり）から1982年（昭和57年）の中央自動車道全通までの歴史を年輪とともに紹介。
現代の森林と私たち	天子湖、精進ヶ滝、櫛形町、大樺沢、武田の杜遊歩道、上野原町、上九一色村	
木の文化	法隆寺、猿橋（大月市）、国宝大善寺（勝沼町）、高野家住宅（塩山市）、久遠寺（身延町）、善光寺（甲府市）、恵林寺（塩山市）	ヒノキ材
木のよさ	①軽くて強い②加工しやすい③長持ちする④住みごこちがよい⑤音をやわらげる⑥肌ざわりがよい	サクラ材
木材の利用	紙製品、楽器、建築材、集成材、運動具、パーティクルボード	マツ材
山のめぐみ	シイタケ、クリ、シメジ、タケノコ、ワサビ、ワラビ	スギ材
愛林日行幸啓記念	皇太子殿下をお迎えしての健康の森視察における写真展示（H2. 10月）	パネル5枚
平林のウス、道具	ウス（樹種：ケヤキ、樹齢約100年）、かすがい、かたづる、つるはし、バール、ジंकロ、ビーター、ハンドボール、ゲージ	
実体鏡	山梨県の山岳地形を航空写真を用いて立体視する。	
木の葉のカルタとり	健康の森で見られる主な樹木30種程度の葉から、樹種や樹形、花、実などについて調べることができ	W=1150、H=850マルチスキャン、ソニー17GS
コンピュータ野鳥図鑑	日本で見られる257種類の野鳥について調べることができるコンピュータ図鑑	W=1150、H=850マルチスキャン、ソニー17GS
森のクイズ教室	Q&Aクイズ 神々の森	マルチスキャン、ソニー17GS、2台
標本	樹齢240年の天然カラマツ、樹齢380年のトウヒ、樹齢365年のダケカンバ	
ビデオブース （ソニー、トリニロン2台）	野鳥図鑑①大空の狩人たち	35分
	野鳥図鑑②森と溪流の鳥たち	35分
	野鳥図鑑③美しき歌い手たち	31分
	野鳥図鑑④林や草原の鳥たち	32分
	野鳥図鑑⑤北からの渡り鳥	32分
ビデオブース	野鳥図鑑⑥海に舞う鳥たち	34分

類別	内容	備考
(ソニー、トリニトロ ン2台)	野鳥図鑑⑦水辺の貴婦人たち	32分
	高山植物	45分
	ヘリコプター特撮 日本アルプスを飛ぶ 南アルプス	45分
	日本百名山 雲取山/甲武信岳/金峰山/瑞牆山/大菩薩山	55分
	日本百名山 恵那山/甲斐駒ヶ岳/仙丈岳/鳳凰山/北岳	55分
	わくわくビデオ図鑑 カブトムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 クワガタムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 ミツバチ	25分
	わくわくビデオ図鑑 カタツムリ	25分
	水と森林	18分
	森のサイエンスシリーズ①森林と地球	30分
	森のサイエンスシリーズ②森林の生態	30分
	森のサイエンスシリーズ③森林と人間 日本人と木の文化	30分
	森のサイエンスシリーズ④森林には生命の音がする	30分
	森の恵みパート1	12分
	森の恵みパート2	14分
いろいろな木	かたい木～やわらかい木(シタン、アカガシ、イタヤカエデ、ヒノキ、スギ、キリ、バルサ)、姿は?比重は?音は?用途は?	280*280 7枚
美しい自然を後世に伝えるために	未来をになう人びと、貴重な植物、動物(お花畑、アヤマの高原、ライチョウ、青木ヶ原樹海、オオムラサキ、シカ、レンゲツツジ群落)	

岩石標本(200*200)

	岩石名	産地
1	凝灰角礫岩	白根町駒場
2	褐色凝灰角礫岩	鯉沢町不動滝
3	含石灰岩輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
4	チョコレート色輝緑凝灰岩	芦安村広河原
5	細粒硬質砂岩	早川町角瀬
6	茶褐色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
7	暗褐色凝灰岩	鯉沢町十谷
8	粘板岩	早川町雨畑
9	黒色シルト岩	芦安村広河原
10	赤色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
11	含礫輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
12	プロピライト(変朽安山岩)	鯉沢町不動滝
13	粗粒砂岩	武川村中山
14	含化石砂礫岩	中富町遅沢
15	礫岩と砂岩の互層	中富町遅沢
16	複輝石安山岩(片山)	甲府市山宮町片山
17	複輝石安山岩(八ヶ岳火山)	大泉村石堂
18	黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市仙ヶ滝
19	中粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
20	粗粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
21	チャート(珪岩)	芦安村広河原
22	玄武岩(青木ヶ原)	足和田村
23	玄武岩(剣丸尾)	河口湖町
24	石灰岩(白州町)	北巨摩郡白州町

樹木標本(パネル220*270、種子)

1	シラカンバ	11	ヤマウルシ
2	クリ	12	ホオノキ
3	ミズナラ	13	トチノキ
4	クヌギ	14	カヤ
5	オニグルミ	15	シラベ
6	コブシ	16	ウラジロモミ
7	イロハカエデ	17	カラマツ
8	キリ	18	アカマツ
9	コナラ	19	ヒノキ
10	ミズキ	20	スギ

その他展示品

郷土の民芸品	吉田の火祭り
	甲府の土鈴
	甲斐のワラ駒
	甲州だるま
	親子だるま
郷土の木工品、和紙、茶炭	カナカンブツ

番号	岩石名	分布	時代区分	分類
1	ぎょうかいかくれきがん 凝灰角礫岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	堆積岩
2	かつしよくぎょうかいかくれきがん 褐色凝灰角礫岩	〃	〃	〃
3	がんせきかいがん きりよくぎょうかいがん 含石灰岩輝緑凝灰岩	南アルプス、関東山地	古期	〃
4	いろ きりよくぎょうかいがん チョコレート色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
5	さいりゆうこうしつ さ がん 細粒硬質砂岩	〃	〃	〃
6	ちやかつしよく きりよくぎょうかいがん 茶褐色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
7	あんかつしよくぎょうかいがん 暗褐色凝灰岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	〃
8	ねんばんがん あまはたすずりせきざい 粘板岩(雨畑硯石材)	南アルプス	古期	〃
9	こくしよく がん 黒色シルト岩	南アルプス、関東山地	〃	〃
10	せきしよく きりよくぎょうかいがん 赤色輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
11	がんれき きりよくぎょうかいがん 含礫輝緑凝灰岩	〃	〃	〃
12	へんきゆうあんざんがん プロピライト(変朽安山岩)	巨摩山地、御坂山地	中期	変成岩
13	そりゆうき がん 粗粒砂岩	〃	〃	堆積岩
14	がんか せき されきがん かせきしよ 含化石砂礫岩(化石床)	身延町小原島	〃	〃
15	れきがん さ がん ごそう 礫岩と砂岩の互層	巨摩山地、御坂山地	〃	〃
16	ふくき せきあんざんがん かたやま 複輝石安山岩(片山)	甲府市健康の森(片山)	〃	火成岩
17	ふくき せきあんざんがん 複輝石安山岩	八ヶ岳火山	新期	〃
18	こくうんも か こうがん みたけ 黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市御岳町	古期	〃
19	ちゅうりゆう か こうせんりよくがん 中粒花崗閃緑岩	関東山地(裂石)	〃	〃
20	そりゆう か こうせんりよくがん 粗粒花崗閃緑岩	〃	〃	〃
21	けいがん チャート(珪岩)	南アルプス、関東山地	〃	堆積岩
22	げんぶがん ふ じょうがん 玄武岩(富士溶岩)	富士火山	新期	火成岩

古期: 秩父系(1億8千万年以前) 四万十統(1億8千万年～3000万年前)

中期: 新第3紀(2500万年～200万年前)

新期: 第4紀(200万年前～現在まで)

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
1	カエデ	カエデ	ウリハダカエデ	58	フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ
2	カエデ	カエデ	ホソエカエデ	59	クスノキ	カゴノキ	カゴノキ
3	カエデ	カエデ	テツカエデ	60	クスノキ	シロダモ	シロダモ
4	カエデ	カエデ	エンコウカエデ	61	ニレ	エノキ	エノキ
5	カエデ	カエデ	イタヤカエデ	62	ニレ	エノキ	エゾエノキ
6	カエデ	カエデ	カラコギカエデ	63	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
7	カエデ	カエデ	コハウチワカエデ	64	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
8	カエデ	カエデ	ヤマシバカエデ	65	ニレ	ニレ	オヒョウ
9	カエデ	カエデ	ヒトツバカエデ	66	ニレ	ニレ	ハルニレ
10	カエデ	カエデ	カジカエデ	67	ニレ	ニレ	コブニレ
11	カエデ	カエデ	アサノハカエデ	68	クワ	コウゾ	コウゾ
12	カエデ	カエデ	メグスリノキ	69	クワ	クワ	ヤマグワ
13	カエデ	カエデ	ミツデカエデ	70	クワ	コウゾ	カジノキ
14	カエデ	カエデ	オオイタヤメイゲツ	71	ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ
15	カエデ	カエデ	ウリカエデ	72	カツラ	カツラ	カツラ
16	マツ	マツ	クロマツ	73	カツラ	カツラ	ヒロハカツラ
17	マツ	マツ	アカマツ	74	メギ	ナンテン	ナンテン
18	マツ	モミ	モミ	75	メギ	メギ	メギ
19	マツ	トウヒ	ハリモミ	76	モクレン	シキミ	シキミ
20	マツ	モミ	ウラジロモミ	77	モクレン	モクレン	ホオノキ
21	マツ	トウヒ	イラモミ	78	モクレン	モクレン	コブシ
22	マツ	マツ	ゴヨウマツ	79	クスノキ	タブノキ	タブノキ
23	マツ	マツ	チョウセンマツ	80	クスノキ	クスノキ	ヤブニッケイ
24	マツ	ツガ	ツガ	81	クスノキ	クロモジ	ヤマコウバシ
25	マツ	トウヒ	トウヒ	82	クスノキ	クロモジ	ダンコウバイ
26	イチイ	イチイ	イチイ	83	クスノキ	シロモジ	アブラチャン
27	イチイ	カヤ	カヤ	84	クスノキ	シロモジ	カナクギノキ
28	イヌガヤ	イヌガヤ	イヌガヤ	85	ユキノシタ	アジサイ	タマアジサイ
29	スギ	スギ	スギ	86	ユキノシタ	ウツギ	マルバウツギ
30	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	87	ユキノシタ	アジサイ	ノリウツギ
31	ヒノキ	ヒノキ	サワラ	88	ユキノシタ	アジサイ	コアジサイ
32	ヒノキ	ビャクシン	ネズミサシ	89	ユキノシタ	アジサイ	ヤマアジサイ
33	ヒノキ	クロベ	ネズコ	90	ユキノシタ	アジサイ	ガクウツギ
34	ブナ	シイノキ	スダジイ	91	ユキノシタ	バイカウツギ	バイカウツギ
35	ブナ	コナラ	アカガシ	92	ユキノシタ	ウツギ	ウツギ
36	ブナ	コナラ	アラカシ	93	ユキノシタ	ウツギ	ウメウツギ
37	ブナ	コナラ	ウラジロガシ	94	ユキノシタ	ウツギ	ヒメウツギ
38	ブナ	コナラ	シラカシ	95	ユキノシタ	イワガラミ	イワガラミ
39	ブナ	コナラ	ツクバネガシ	96	マメ	サイカチ	サイカチ
40	ブナ	コナラ	クヌギ	97	マメ	ネムノキ	ネムノキ
41	ブナ	コナラ	アベマキ	98	マメ	ハリエンジュ	ハリエンジュ
42	ブナ	クリ	クリ	99	マメ	フジキ	フジキ
43	ブナ	コナラ	ミズナラ	100	モクレン	サネカズラ	サネカズラ
44	ブナ	ブナ	ブナ	101	バラ	ナナカマド	アズキナシ
45	ブナ	ブナ	イヌブナ	102	バラ	コゴメウツギ	カナウツギ
46	ブナ	コナラ	コナラ	103	バラ	リンゴ	ズミ
47	カバノキ	ハンノキ	ヤマハンノキ	104	バラ	バラ	ノイバラ
48	カバノキ	アサダ	アサダ	105	バラ	コゴメウツギ	コゴメウツギ
49	カバノキ	クマシデ	アカシデ	106	バラ	シモツケ	シモツケ
50	カバノキ	クマシデ	イヌシデ	107	バラ	バラ	サンショウバラ
51	カバノキ	ハシバミ	ツノハシバミ	108	バラ	シモツケ	アイズシモツケ
52	カバノキ	カバノキ	オノオレカンバ	109	バラ	ザイフリボク	ザイフリボク
53	カバノキ	カバノキ	ヤエガワカンバ	110	バラ	サクラ	ヤマザクラ
54	カバノキ	クマシデ	クマシデ	111	バラ	サクラ	カスミザクラ
55	カバノキ	クマシデ	サワシバ	112	バラ	サクラ	オオヤマザクラ
56	カバノキ	カバノキ	ミズメ	113	バラ	サクラ	ウワミズザクラ
57	カバノキ	カバノキ	ネコシデ	114	バラ	サクラ	イヌザクラ

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
115	バラ	シモツケ	コデマリ	167	モチノキ	モチノキ	モチノキ
116	バラ	サクラ	ミヤマザクラ	168	モチノキ	モチノキ	フウリンウメモ ドキ
117	バラ	カマツカ	カマツカ	169	モチノキ	モチノキ	ツルツゲ
118	バラ	ナナカマド	ウラジロノキ	170	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
119	ウルシ	ウルシ	ヌルデ	171	イネ	ササ	ササ
120	ウルシ	ウルシ	ヤマハゼ	172	ニシキギ	ニシキギ	マユミ
121	ミツバウツギ	ミツバウツ ギ	ゴンズイ	173	ニシキギ	ニシキギ	ツリバナ
122	ミツバウツギ	ミツバウツ ギ	ミツバウツギ	174	アワブキ	アワブキ	アワブキ
123	トチノキ	トチノキ	トチノキ	175	ツバキ	サカキ	サカキ
124	ムクロジ	ムクロジ	ムクロジ	176	ツバキ	ヒサカキ	ヒサカキ
125	ムクロジ	ムクロジ	モクゲンジ	177	ツバキ	ツバキ	チャノキ
126	クロウメモドキ	ナツメ	ケンボナシ	178	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ
127	クロウメモドキ	クロウメモ ドキ	クロツバラ	179	ツバキ	ナツツバキ	ヒメシヤラ
128	クロウメモドキ	クマヤナギ	クマヤナギ	180	ツバキ	ナツツバキ	ヒコサンヒメ シヤラ
129	シナノキ	シナノキ	モイクボダイジュ	181	ツバキ	ナツツバキ	ナツツバキ
130	シナノキ	シナノキ	オオバボダイジュ	182	グミ	グミ	アキグミ
131	シナノキ	シナノキ	シナノキ	183	グミ	グミ	ナワシログミ
132	アオギリ	アオギリ	アオギリ	184	グミ	グミ	ナツグミ
133	ギョリュウ	ギョリュウ	イイギリ	185	グミ	グミ	ツルグミ
134	ミズキ	ミズキ	アオキ	186	ツツジ	ツツジ	サツキ
135	ミズキ	ハナイカダ	ハナイカダ	187	ツツジ	イワナンテ ン	ハナヒリノキ
136	ミズキ	ミズキ	ミズキ	188	ツツジ	ホツツジ	ホツツジ
137	ミズキ	ミズキ	クマノミズキ	189	ツツジ	ネジキ	ネジキ
138	ミズキ	ミズキ	ヤマボウシ	190	ツツジ	ツツジ	モチツツギ
139	リョウブ	リョウブ	リョウブ	191	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ
140	カキノキ	カキノキ	マメガキ	192	ツツジ	ツツジ	ミツバツツジ
141	カキノキ	カキノキ	ヤマガキ	193	ツツジ	ツツジ	トウゴクミツバ ツジ
142	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ	194	ツツジ	アセビ	アセビ
143	エゴノキ	エゴノキ	ハクウンボク	195	ツツジ	ツツジ	ゴヨウツツジ
144	エゴノキ	アサガラ	オオバアサガラ	196	ツツジ	ツツジ	ダイセンミツバ ツツジ
145	モクセイ	モクセイ	ヒイラギ	197	ツツジ	スノキ	ナツハゼ
146	モクセイ	トリネコ	マルバアオダモ	198	ツツジ	ツツジ	シロバシヤクナ ゲ
147	モクセイ	トリネコ	トリネコ	199	スイカズラ	スイカズラ	スイカズラ
148	モクセイ	イボタノキ	イボタノキ	200	スイカズラ	スイカズラ	ウグイスカグラ
149	モクセイ	トリネコ	シオジ	201	スイカズラ	スイカズラ	ヤマウグイスカ ズラ
150	クマツツラ	ムラサキシ キブ	ヤブムラサキ	202	スイカズラ	ガマズミ	ガマズミ
151	クマツツラ	ムラサキシ キブ	ムラサキシキブ	203	スイカズラ	ガマズミ	コバノガマズミ
152	マメ	イヌエン ジュ	イヌエンジュ	204	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマガマズミ
153	ミカン	コクサギ	コクサギ	205	スイカズラ	スイカズラ	ヒョウタンボク
154	ミカン	キハダ	ミヤマキハダ	206	スイカズラ	タニウツギ	ニシキウツギ
155	ニガキ	ニガキ	ニワウルシ	207	スイカズラ	ガマズミ	ゴマキ
156	トウダイグサ	ユズリハ	ユズリハ	208	スイカズラ	タニウツギ	ヤブウツギ
157	トウダイグサ	アカメガシ ワ	アカメガシワ	209	スイカズラ	ガマズミ	ヤブデマリ
158	トウダイグサ	シラキ	シラキ	210	スイカズラ	ツクバネウ ツギ	ツクバネウツギ
159	トウダイグサ	ヒトツバハ ギ	ヒトツバハギ	211	スイカズラ	ツクバネウ ツギ	オオツクバネウ ツギ
160	ツゲ	ツゲ	ツゲ	212	スイカズラ	ガマズミ	ムシカリ
161	ドクウツギ	ドクウツギ	ドクウツギ	213	スイカズラ	ガマズミ	カンボク
162	モチノキ	モチノキ	ウメモドキ	214	スイカズラ	ニワトコ	ニワトコ

園地（樹木見本園）

別表7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
163	モチノキ	モチノキ	アオハダ	215	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマシグレ
164	モチノキ	モチノキ	イヌツゲ	216	イネ	マダケ	モウソウチク
165	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	217	イネ	マダケ	マダケ
166	モチノキ	モチノキ	クロソヨゴ	218	イネ	マダケ	ハチク
219	イネ	ヤダケ	ヤダケ	247	マメ	フジ	フジ
220	イネ	メダケ	メダケ	248	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
221	イネ	スズタケ	スズタケ	249	ツツジ	ドウダンツツジ	ドウダンツツジ
222	イネ	ササ	ミヤコザサ	250	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
223	アケビ	アケビ	ミツバアケビ	251	バラ	サクラ	ソメイヨシノ
224	マタタビ	マタタビ	マタタビ	252	クワ	クワ	クワ
225	ブドウ	ブドウ	エビツル	253	モクレン	モクレン	モクレン
226	ヤブコウジ	ヤブコウジ	マンリョウ	254	モクレン	モクレン	コブシ
227	マタタビ	マタタビ	ミヤママタタビ	255	クスノキ	タブノキ	タブノキ
228	ウコギ	ヤツデ	ヤツデ	256	ミカン	カラタチ	カラタチ
229	ウコギ	ウコギ	ヤマウコギ	257	ユキノシタ	アジサイ	アジサイ
230	ウコギ	ウコギ	コシアブラ	258	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
231	ウコギ	ハリギリ	ハリギリ	259	ブナ	コナラ	シラカシ
232	ウコギ	タカノツメ	タカノツメ	260	ブナ	シイ	シイノキ
233	ハイノキ	ハイノキ	サワフタギ	261	ブナ	コナラ	クヌギ
234	キョウチクトウ	テイカカズラ	テイカカズラ	262	ブナ	コナラ	コナラ
235	ゴマノハグサ	キリ	キリ	263	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ
236	ヤシ	シュロ	シュロ	264	ブナ	コナラ	ミズナラ
237	マメ	フジ	フジ	265	ブナ	ブナ	ブナ
238	アケビ	アケビ	アケビ	266	ブナ	クリ	クリ
239	マタタビ	マタタビ	サルナシ	267	ソテツ	ソテツ	ソテツ
240	ニシキギ	ニシキギ	マサキ	268	イチョウ	イチョウ	イチョウ
241	カキノキ	カキノキ	カキ	269	マツ	ツガ	コメツガ
242	カエデ	カエデ	イロハモミジ	270	マツ	ヒマラヤスギ	ヒマラヤシーダ
243	モクセイ	レンギョウ	レンギョウ	271	マツ	モミ	モミ
244	トチノキ	トチノキ	トチノキ	272	マツ	カラマツ	カラマツ
245	イネ	スズタケ	スズタケ	273	スギ	スギ	スギ
246	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	274	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ

傷病鳥獣保護状況 (H28～R2)

別表 8

目	科	和名	H28	H29	H30	H31	R2	RDB	備考
ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ		1		1			
ペリカン目	ウ科	カワウ	2						
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	1		6				
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ			1				
コウノトリ目	サギ科	ダイサギ			1		1		
コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	1	1	1	1		
コウノトリ目	サギ科	チュウサギ		1					
コウノトリ目	サギ科	コサギ		3	1		2		
コウノトリ目	サギ科	アオサギ	2		3	4	6		
カツオドリ目	カワウ科	カワウ				2			
カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ		1					
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ		1					
カモ目	カモ科	コブハクチョウ	1			3	1	移入	
カモ目	カモ科	オシドリ				1			
カモ目	カモ科	マガモ	3	2	16	3	13		
カモ目	カモ科	カルガモ	26	2	11	13	10		
カモ目	カモ科	コガモ	1	2		2	2		
カモ目	カモ科	ヒドリガモ				2			
カモ目	カモ科	ハシビロガモ			1				
カモ目	カモ科	ホシハジロ			1				
タカ目	タカ科	トビ	4		1	2	2		
タカ目	タカ科	クマタカ					1		
タカ目	タカ科	オオタカ	3	1	3		3		
タカ目	タカ科	サシバ				1			
タカ目	タカ科	ツミ	1	1			1		
タカ目	タカ科	ノスリ			1		4		
タカ目	タカ科	ハイタカ	3		3	1			
タカ目	タカ科	チョウゲンボウ	5	4	2	1	4		
タカ目	タカ科	ハヤブサ	5	1			1		
キジ目	キジ科	ヤマドリ			1				
キジ目	キジ科	キジ	1	9	2		1		
キジ目	キジ科	コジュケイ		1					
ツル目	クイナ科	クイナ	1				5		
ツル目	クイナ科	バン			1				
ツル目	クイナ科	オオバン	2		4	2	6		
チドリ目	カモメ科	セグロアジサシ			1				
チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ			2				
チドリ目	シギ科	ヤマシギ		1			1		
チドリ目	シギ科	タシギ					1		
ハト目	ハト科	キジバト	29	32	25	24	28		
ハト目	ハト科	アオバト	4	1	28	2	1		
ハト目	ハト科	ドバト	25	17		23	11	移入	カワラバト
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	4	2					
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス			1		1		
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク		1					
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	3	3		3	3		
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	3	8	3		7		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1	1			5		
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2	1		2	2		
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ			1		1		
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1		1				
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ			1		1		
スズメ目	ツバメ科	ツバメ	53	47	40	61	50		
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	6	6	7	1	8		
スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ				1			
スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1						
スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ	3	14	7	6	9		
スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				1			
スズメ目	セキレイ科	ビンゼイ		1	1	1			
スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	22	7	11	21	10		
スズメ目	モズ科	モズ	4	2		5	7		

スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ	1						
スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1			1	2		
スズメ目	ツグミ科	クロツグミ		1		2			
スズメ目	ツグミ科	シロハラ			2		3		
スズメ目	ツグミ科	ツグミ	6	6	1	1	5		
スズメ目	ツグミ科	トラツグミ					1		
スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ				1			
スズメ目	ウグイス科	エゾセンニュウ		1					
スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ		1					
スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ		2	2	4			
スズメ目	ウグイス科	セッカ					1		
スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	6	3	3	4	2		
スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				1			
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ					1		
スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ			4				
スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	5	2	3	6	8		
スズメ目	メジロ科	メジロ	8		1	1	3		
スズメ目	ホオジロ科	アオジ			1				
スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ					1		
スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	6	7	11	6	2		
スズメ目	アトリ科	シメ	3	1		2	1		
スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	62	48	39	33	41		
スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ		1					
スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	16	15	8	23	15		
スズメ目	カラス科	オナガ		1	1	1	2		
スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	5	12	11	10			
スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	3		3	4			
スズメ目	チドリ科	ガビチョウ				1	2		特定外来
スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ					1		
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	5	4	5	4	2		○
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ	1	1					
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	1						
ネコ目	イヌ科	タヌキ	17	9	15	12	24		○
ネコ目	イヌ科	キツネ		2		2			○
ネコ目	イタチ科	テン	1		1		1		○
ネコ目	イタチ科	イタチ	1	1					○
ネコ目	イタチ科	アナグマ	2		2	2			○
ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	2	2					○
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	5	8	6	3	2	Lp	○
ネズミ目	リス科	ニホンリス				1		Lp	○
ネズミ目	リス科	ムササビ	3	2	2	4	3		○
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	1			2			○
食肉目	アライグマ科	アライグマ					1		特定外来
	計	計	384	305	310	327	328		

飼養獣類

別表 9

目	科	和名	R3	備考
ネズミ目	ネズミ目	モルモット	2	1号館入口
食肉目	イヌ科	ホンドタヌキ	2	リハビリケージ
	計		5	

飼養鳥類

別表 10

目	科	和名	R3	備考
ハト目	ハト科	ドバト	9	6羽キジの仲間舎 3羽救護室
ハト目	ハト科	キジバト	6	5羽キジの仲間舎 1羽救護室
キジ目	キジ科	キンケイ	1	キジの仲間舎、雄1
カモ目	キジ科	ニホンキジ	2	キジの仲間舎、雄2
ハト目	ハト科	ジュズカケバト	3	小鳥の舎
オウム目	インコ科	セキセイインコ	1	小鳥の舎、青1 黄1
カモ目	カモ科	ヒドリガモ	1	水鳥の舎
カモ目	カモ科	ハシビロガモ	1	水鳥の舎
カモ目	カモ科	コガモ	2	水鳥の舎、雄1 雌1
タカ目	タカ科	トビ	1	フライングケージ
タカ目	タカ科	オオタカ	1	フライングケージ
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1	フライングケージ
スズメ目	スズメ科	ハシブトガラス	1	フライングケージ
スズメ目	スズメ科	ハシボソガラス	1	フライングケージ
スズメ目	ツバメ科	ツバメ	6	6羽救護室
スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ	1	雌 救護室
スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	3	3羽救護室
スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1	救護室
ツル目	クイナ科	オオバン	3	3羽救護室
	計		45	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
1	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	2			2号館	
2	鳥類	アビ目	アビ科	オオハム	1			2号館	
3	鳥類	アビ目	アビ科	シロエリオオハム	1			2号館	
4	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	2			1号館	
5	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1			2号館	
6	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1			2号館	
7	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1			図書室	
8	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	1			1号館	
9	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ	2		VU	2号館	
10	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	1	448		図書室	
11	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	2			2号館	
12	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オナガミズナギドリ	1			2号館	
13	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ	1			2号館	
14	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	シラオネッタイチョウ	1			2号館	
15	鳥類	ペリカン目	ウ科	ウミウ	1			1号館	
16	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1			1号館	
17	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1			2号館	
18	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1		EN	1号館	
19	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1		EN	2号館	
20	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1		NT	2号館	
21	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	2		NT	1号館	
22	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1		NT	図書室	
23	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1			2号館	
24	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	179		1号館物置	幼
25	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	166		1号館物置	
26	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1			1号館	幼
27	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	2			1号館	
28	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ササゴイ	1			1号館	
29	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1			1号館	
30	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1			2号館	
31	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	3			2号館	
32	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	1			1号館	
33	鳥類	コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	1			1号館	
34	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			2号館	
35	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			図書室	
36	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1			1号館	
37	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1			図書室	
38	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1			1号館	
39	鳥類	コウノトリ目	コウノトリ科	ナベコウ	1			2号館	
40	鳥類	カモ目	カモ科	シジュウカラガン	2			2号館	
41	鳥類	カモ目	カモ科	マガン	2			1号館	
42	鳥類	カモ目	カモ科	コブハクチョウ	1		移入	1号館	
43	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	1			1号館	
44	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	2			2号館	
45	鳥類	カモ目	カモ科	コハクチョウ	1			1号館	
46	鳥類	カモ目	カモ科	アカツクシガモ	1		DD	2号館	
47	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2			2号館	
48	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2			1号館	
49	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	4			1号館	
50	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	6			2号館	
51	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	1	368		1号館物置	
52	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	1	426		図書室	
53	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	6			1号館 (4羽)、図書室 (2羽)	
54	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	3			2号館	
55	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5			1号館 図書室	1号館 4羽 図書室 1羽
56	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	1			図書室	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
57	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5			2号館 図書室	2号館 4羽 図書室 1羽
58	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	5		VU	2号館	
59	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	3		VU	1号館	
60	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	2			2号館	
61	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	1	41		1号館物置	
62	鳥類	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	2			2号館	
63	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	1	57		1号館物置	
64	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	5			1号館	
65	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	2			2号館	
66	鳥類	カモ目	カモ科	シマアジ	1			2号館	
67	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	3			2号館	
68	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	1			1号館	
69	鳥類	カモ目	カモ科	ホシハジロ	4			2号館	
70	鳥類	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	1			2号館	
71	鳥類	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	1			1号館	
72	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	2			2号館	
73	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	1	58		1号館物置	
74	鳥類	カモ目	カモ科	クロガモ	2			2号館	
75	鳥類	カモ目	カモ科	ビロードキンクロ	3			2号館	
76	鳥類	カモ目	カモ科	シノリガモ	2			2号館	
77	鳥類	カモ目	カモ科	コオリガモ	4			2号館	
78	鳥類	カモ目	カモ科	ホオジロガモ	1			2号館	
79	鳥類	カモ目	カモ科	ヒメハジロ	1			2号館	
80	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	2			2号館	
81	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	1			図書室	
82	鳥類	カモ目	カモ科	ウミアイサ	1			2号館	
83	鳥類	タカ目	タカ科	ミサゴ	1			2号館	
84	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2			2号館	
85	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2			1号館	
86	鳥類	タカ目	タカ科	オオワシ	1			2号館	
87	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2			1号館	
88	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			1号館	幼
89	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2			1号館物置	
90	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			図書室	
91	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	2			1号館	
92	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	1			2号館	
93	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3			1号館	
94	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3			2号館	
95	鳥類	タカ目	タカ科	ノスリ	2			1号館	
96	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1			2号館	
97	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1			1号館	
98	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	2			1号館	
99	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	1			2号館	
100	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1			1号館入口	
101	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1			2号館	
102	鳥類	タカ目	タカ科	ハイイロチュウヒ	1			1号館	
103	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	2			1号館	
104	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	2			1号館	
105	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1			2号館	
106	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2			1号館	ヒナ
107	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2			1号館	
108	鳥類	キジ目	ライチョウ科	エゾライチョウ	2			2号館	
109	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	2		DD	1号館	
110	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	1		DD	2号館	
111	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2			1号館	
112	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	1	133		1号館物置	
113	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2			2号館	
114	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	7			1号館物置	
115	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	124		1号館物置	
116	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館物置	
117	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	419		1号館物置	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
118	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	3			2号館	
119	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館入口	
120	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2			1号館	
121	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	468		1号館物置	
122	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	7			図書室	
123	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2			2号館	白化
124	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1			1号館物置	白化
125	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1			2号館	
126	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1			1号館入口	
127	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	2			1号館	
128	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	1			2号館	
129	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	2			1号館	
130	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	2			1号館	ヒナ
131	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1			1号館	
132	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1			図書室	
133	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	3			2号館	
134	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	1			1号館	若鳥
135	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	2			1号館 2号館物置	1号館 1羽 2号館物置 1羽
136	鳥類	ツル目	クイナ科	オオバン	1			1号館	
137	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	3			1号館 2号館	1号館 2羽 2号館 1羽
138	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	1			2号館	
139	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	2			1号館	
140	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	1			2号館	
141	鳥類	チドリ目	チドリ科	タゲリ	2			1号館	
142	鳥類	チドリ目	シギ科	アカアシシギ	1			1号館	
143	鳥類	チドリ目	シギ科	アオアシシギ	1			1号館	
144	鳥類	チドリ目	シギ科	イソシギ	2			1号館	
145	鳥類	チドリ目	シギ科	ソリハシシギ	1			2号館	
146	鳥類	チドリ目	シギ科	ホウロクシギ	1		VU	1号館	
147	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	2			図書室	
148	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	1			1号館	
149	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2			1号館	
150	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2			2号館	
151	鳥類	チドリ目	シギ科	チュウジシギ	1			1号館	
152	鳥類	チドリ目	シギ科	アオシギ	2			1号館	
153	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	ハイイロヒレアシシギ	1			1号館	
154	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	2			2号館	
155	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	3			1号館	
156	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1			2号館	
157	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1			1号館	
158	鳥類	チドリ目	カモメ科	シロカモメ	1			2号館	
159	鳥類	チドリ目	カモメ科	ミツユビカモメ	1			2号館	
160	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1			1号館	
161	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1	168		1号館物置	
162	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウミスズメ	3		CR	2号館	
163	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	コウミスズメ	1			2号館	
164	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウトウ	1			2号館	
165	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ツノメドリ	1			2号館	
166	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	エトピリカ	1		CR	2号館	
167	鳥類	ハト目	ハト科	カラスバト	1			2号館	
168	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1	74		1号館物置	
169	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	2			1号館	
170	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1			2号館	
171	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1			1号館	
172	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1			2号館	
173	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1			1号館	
174	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1			1号館	ヒナ

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
175	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1			図書室	
176	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			1号館	幼
177	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			2号館	
178	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1			1号館	
179	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1			1号館	
180	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1			図書室	
181	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1			1号館	
182	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			図書室	
183	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			1号館	
184	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1			2号館	
185	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コミミズク	1			図書室	
186	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1			図書室	
187	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1			2号館	
188	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	2			1号館	
189	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	1			図書室	
190	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	3			2号館	
191	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	2			1号館	
192	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1			1号館	
193	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	2			2号館	
194	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1			1号館	
195	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1			2号館	
196	鳥類	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	2			1号館	
197	鳥類	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	1			1号館	
198	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	1			1号館	
199	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2			2号館	
200	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2			図書室	
201	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	2			2号館	
202	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	1			1号館	
203	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1			2号館	
204	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2			1号館	
205	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			1号館	
206	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			2号館	
207	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			図書室	
208	鳥類	ブッポウソウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	1			1号館	
209	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1			2号館	
210	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1			1号館	
211	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1			1号館	
212	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1			2号館	
213	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	1			1号館	
214	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	0			1号館	
215	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	2			2号館	
216	鳥類	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	2			1号館	
217	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	3			1号館	
218	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1			2号館	
219	鳥類	スズメ目	ツバメ科	ツバメ	1			2号館	
220	鳥類	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	1	430		1号館物置	
221	鳥類	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	1			2号館	
222	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1			図書室	
223	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1			2号館	
224	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	2			1号館	
225	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	2			1号館	
226	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	1			2号館	
227	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ	3			1号館	
228	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ	1			2号館	
229	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	2			1号館	
230	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	1			2号館	
231	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1			2号館	
232	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1			1号館	
233	鳥類	スズメ目	モズ科	チゴモズ	1		VU	1号館	
234	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	3			2号館	
235	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	2			1号館	
236	鳥類	スズメ目	モズ科	アカモズ	1			1号館	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
237	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	1			図書室	
238	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	2			1号館	
239	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	1			2号館	
240	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	2			1号館	
241	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	1			1号館	
242	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	2			2号館	
243	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ	2			1号館	
244	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	2			2号館	
245	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	3			1号館	
246	鳥類	スズメ目	ツグミ科	コマドリ	1			1号館	
247	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ノゴマ	1			1号館	
248	鳥類	スズメ目	ツグミ科	コルリ	1			1号館	
249	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	1			2号館倉庫	
250	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	2			1号館	
251	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1			図書室	
252	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	2			1号館	
253	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1			1号館	
254	鳥類	スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ	2			1号館	
255	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			1号館	
256	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			図書室	
257	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	3			2号館	
258	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミジロ	2			1号館	
259	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2			2号館	
260	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2			1号館	
261	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	1			1号館	
262	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	2			2号館	
263	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカコッコ	1		VU	2号館	
264	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1			2号館	
265	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1			1号館	
266	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1			2号館	
267	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1			1号館	
268	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	2			2号館	
269	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	1			1号館	
270	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ	1			1号館	
271	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1			図書室	
272	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	2			1号館	
273	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1			2号館	
274	鳥類	スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ	1			1号館	
275	鳥類	スズメ目	ウグイス科	オオヨシキリ	1			1号館	
276	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	2			2号館	
277	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	1			1号館	
278	鳥類	スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ	1			1号館	
279	鳥類	スズメ目	ウグイス科	クイタダキ	3			1号館	
280	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2			1号館	
281	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2			2号館	
282	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1			2号館倉庫	
283	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1			1号館	
284	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ	1			1号館	
285	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	1			1号館	
286	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1			1号館	
287	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1			2号館	
288	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	3			2号館	
289	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	1			1号館	
290	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	1			1号館	
291	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	2			2号館	
292	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	3			1号館	
293	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	1			2号館	
294	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ	1			1号館	
295	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1			2号館	
296	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	1			2号館	
297	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	2			1号館	
298	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	2			1号館	
299	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	3			2号館	
300	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2			1号館	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
301	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2			2号館	
302	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	コジュリン	1			1号館	
303	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	1			1号館	
304	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	2			2号館	
305	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	1			1号館	
306	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	2			1号館	
307	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	2			2号館	
308	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	クロジ	1			1号館	
309	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2			1号館	
310	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2			2号館	
311	鳥類	スズメ目	アトリ科	アトリ	2			1号館	
312	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	2			2号館	
313	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	3			1号館	
314	鳥類	スズメ目	アトリ科	マヒワ	0			2号館	
315	鳥類	スズメ目	アトリ科	マヒワ	2			1号館	
316	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	1			2号館	
317	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	2			1号館	
318	鳥類	スズメ目	アトリ科	アカマシコ	1			図書室	
319	鳥類	スズメ目	アトリ科	オオマシコ	1			1号館	
320	鳥類	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ	2			1号館	
321	鳥類	スズメ目	アトリ科	ウンソ	1			図書室	
322	鳥類	スズメ目	アトリ科	イカル	1			1号館	
323	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1			1号館	
324	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	2			2号館	
325	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1			図書室	
326	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	2			2号館	
327	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	1			1号館	
328	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	1			2号館	
329	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	2			1号館	
330	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1			2号館	
331	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1			1号館	
332	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ハッカチョウ	1	*		2号館	
333	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1			2号館	
334	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1			1号館入口	
335	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	2			1号館	
336	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1			2号館	
337	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1			1号館	
338	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	3			1号館	
339	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	1			2号館	
340	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1			2号館	
341	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1			1号館	
342	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボトガラス	1			1号館	
343	獣類	モグラ目	トガリネズミ科	トガリネズミ	2			1号館	
344	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1			2号館	(ハシボソガラスがくわえてる)
345	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1			1号館	
346	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1			1号館	
347	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1			1号館	アルビノ
348	獣類	モグラ目	モグラ科	コモグラ	1			1号館	
349	獣類	モグラ目	モグラ科	コモグラ	1			1号館	
350	獣類	サル目	オナガザル科	ニホンザル	1			2号館	
351	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	3			図書室	
352	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1			2号館	
353	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1			1号館	
354	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1			1号館	
355	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1			2号館	
356	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	3			2号館	
357	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	3			2号館	
358	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	2			図書室	

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
359	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	4			1号館	
360	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	1			2号館	
361	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	2			1号館	
362	獣類	ネコ目	イタチ科	オコジョ	1			1号館	
363	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			図書室	
364	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
365	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
366	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1			2号館	
367	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1			2号館	ブラウンベア
368	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	1			2号館	幼
369	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2			2号館	
370	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2			1号館物置	幼1匹入口 1匹図書室 (ホルマリン)
371	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2			1号館入口	
372	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	2			2号館 図書室	2号館 1匹 図書室 1匹
373	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1			1号館	
374	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1			1号館入口	
375	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	2			1号館入口	
376	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	1			2号館	
377	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	1			図書室	トロフィー (頭)
378	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			図書室	トロフィー (オス)
379	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			2号館	
380	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	1			2号館	頭
381	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			1号館物置	
382	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2			1号館入口	
383	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	図書室	頭
384	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館	
385	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館	頭
386	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	1号館入口	
387	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		Lp	2号館物置	
388	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館	
389	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館入口	
390	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	1号館	
391	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1		Lp	2号館	
392	獣類	ネズミ目	リス科	エゾシマリス	1			1号館	
393	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1		R	1号館	
394	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2			2号館	1匹倉庫
395	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	1			図書室	
396	獣類	ネズミ目	リス科	ニッコウムササビ	1			2号館	
397	獣類	ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ	1			1号館	
398	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	2		R	図書室	
399	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	1		R	2号館	
400	獣類	ネズミ目	ヌートリア科	ヌートリア	1			1号館物置	
401	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	1			2号館	
402	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2			1号館	
403	鳥類	スズメ目	フウチョウ科	フウチョウ	1			1号館物置	
404	鳥類	カモ目	カモ科	アイガモ	1			図書室	
405	鳥類	キジ目	キジ科	イワシャコ	1			1号館物置	
406	鳥類	キジ目	キジ科	コウライキジ	2			図書室	
407	獣類	ウシ目	シカ科	トナカイ	1			2号館	頭
408	獣類	ウシ目	シカ科	ヘラジカ	1			2号館	頭
409	獣類	ネコ目	クマ科	ホツキョクグマ	1			2号館	アザラシと同じケース
410	鳥類	キジ目	キジ科	キンケイ	3			図書室	
411	鳥類	ペンギン目	ペンギン科	コウテイペンギン	1			2号館	
412	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	1			1号館入口	
413	鳥類	ペリカン目	ウ科	カワウ	1			1号館	

展示 (はく製)

別表 1 1

No.	分類	目	科	種名	個数	No.	RDB	備考	備考②
414	鳥類	ペリカン目	ウ科	ヒメウ	1			1号館	
415	鳥類	ツル目	クイナ科	シロハラクイナ	1			1号館入口	
416	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1			1号館	
417	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	1			1号館	
418	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1			1号館	
419	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1			1号館入口	
420	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2			1号館	幼成 (図書室)
421	獣類	ネズミ目	リス科	ニッコウムササビ	1			2号館倉庫	
422	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1		R	図書室	
423	獣類	ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	1			1号館	
424	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	3		R	1号館	1匹1号館
425	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒメヒミズ	2			1号館	
426	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	1			1号館	
427	獣類	ネコ目	アザラシ科	アザラシ	1			2号館	ホッキョクグマと同じケース
428	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1			図書室	
429	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1			1号館	
430	獣類	兎形目	ウサギ科	アミノクロウサギ	1			1号館物置	野沢剥製にて修復中
計					652				

1号館	290	鳥類	550
2号館	253	獣類	102
1号館入口	16	計	652
1号館物置	32		
図書室	61		
計	652		

令和1年度主催事業

別表12

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
野生鳥獣写真展示会	4月13日 ～6月16日	—	4561	無料	野生写真コンクールで募集した写真の展示会
保護ボランティア説明会	4月14日	13:30～15:30	9	無料	ボランティアに記録者への、鳥獣保護のあり方や保護時の対処方法等の説明会
新緑の森の中でのバードウォッチング	4月28日	9:30～12:00	21	無料	新緑の森の中を散策しながらバードウォッチング
山菜を楽しむ会	5月3日(祝)	9:30～13:00	41	無料	健康の森で採取できる山菜や木の芽の勉強と観察
野鳥の保護体験教室	5月19日	9:30～15:00	13	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
野鳥の保護体験教室	6月16日	13:30～15:30	11	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
ポールウォーキング教室	6月23日	9:30～12:00	8	無料	ウォーキングを基礎から学び正しい歩行運動を身につける
親子でキャンプ	7月6日～7日	9:30～13:00	25	保険料材料費	野外生活に興味のある親子の為のキャンプ体験教室
第1回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	7月21日	13:30～15:30	16	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
夏休応援教室	7月30日 8月4日 8月17日	10:00～15:30	101	材料費	山の日にちなんで、森の素材を使った木工作
第2回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	8月4日	13:30～15:30	20	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
第3回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	8月18日	13:30～15:30	20	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
野生きのこ教室	10月6日	9:30～13:00	49	無料	キノコの基礎知識及び判別方法を学ぶ
森の中のヨガ教室	10月10日	10:00～12:00	23	無料	武田の杜の中で心身ともにリフレッシュ
史跡ウォーク	10月13日	10:00～15:00		保険料	社業の学郎、武田の杜周辺の史跡を巡り、武田信玄公について学ぶ
親子でツリークライミング	11月17日	9:00～12:00 13:00～16:00	26	保険料	専用のロープや安全帯・保護具を利用して木に登り、木や森、自然の一体感を味わう体験活動
新春！冬芽観察ウォークともちつき大会	1月12日	10:00～12:00	35	材料費	武田の杜遊歩道を歩き春を待つ木々の観察、もちつき大会
冬の野鳥を観察しよう	1月26日	9:00～12:00	14	無料	冬の野鳥を観察
フィールドサインを見つけよう	1月26日	13:30～15:30	5	無料	野鳥の糞や物につかえ物(糞)していた痕跡から、生き物たちの存在を学ぶ
キノコ植菌体験	2月3日	9:30～13:00	40	材料費	キノコの菌を原木に植菌し、持ち帰り家で育ててもらう
里山にいる野鳥に会ってみよう	2月23日	13:30～15:30	中止	無料	センター周辺にいる野鳥を観察
ボランティア里親情報交換会	3月8日	13:30～15:30	中止	無料	ボランティアと里親との情報交換会
炭を焼く集い	3月15日	9:30～13:00	中止	材料費	炭焼きを体験し、炭の不思議について学ぶ
第1回森林セラピー	4月20日	10:00～15:00	0	3,500円	新緑の森の躍動を感じよう
第2回森林セラピー	5月8日	10:00～15:00	3	3,500円	新緑につつまれた森林で
第3回森林セラピー	5月18日	10:00～15:00	1	3,500円	森林につつまれた森で
第4回森林セラピー	5月26日	10:00～15:00	1	大人2000円 小人1000円	ぼんやりと春を楽しむ

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
第5回森林セラピー	6月2日	10:00～16:00	5	3,500円	森と木と子供のための
第6回森林セラピー	6月8日	10:00～15:00	3	3,500円	新規セラピーガイド研修実施
第7回森林セラピー	6月20日	10:00～15:00	4	3,500円	梅雨の森で五感を開く
第8回森林セラピー	7月11日	10:00～15:00	5	3,500円	フイトンチッドをたくさん取り込もう
第9回森林セラピー	7月20日	10:00～15:00	0	3,500円	元気がもらえる
第10回森林セラピー	8月10日	10:00～15:00	9	3,500円	山の日記念の
第11回森林セラピー	8月23日	10:00～15:00	2	3,500円	木陰を楽しむ
第12回森林セラピー	9月8日	10:00～15:00	1	3,500円	秋風と七草の
第13回森林セラピー	9月25日	10:00～15:00	5	3,500円	夏の疲れを癒す
第14回森林セラピー	10月14日	10:00～15:00	0	3,500円	台風19号により中止
第15回森林セラピー	10月19日	10:00～15:00	0	3,500円	自然の木を体感する
第16回森林セラピー	10月30日	10:00～15:00	2	3,500円	紅葉に五感を開く
第17回森林セラピー	11月10日	10:00～15:00	4	3,500円	五感で感じる自然観察と
第18回森林セラピー	11月24日	10:00～15:00	0	3,500円	山梨のワイナリーと紅葉を楽しむ
第19回森林セラピー	12月14日	10:00～15:00	1	3,500円	運動を取り入れた
第20回森林セラピー	1月25日	10:00～15:00	0	3,500円	陽だまりをぼんやり楽しむ
第21回森林セラピー	2月22日	10:00～15:00	中止	3,500円	野鳥と一緒に
第22回森林セラピー	3月4日	10:00～15:00	中止	3,500円	早春をぼんやり楽しむ
第23回森林セラピー	3月21日	10:00～15:00	中止	3,500円	年度のストレス解消
合 計			5038		

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
野生鳥獣写真展示会	4月11日～6月14日	—	895	無料	野生写真コンクールで募集した写真の展示会
傷病鳥獣保護ボランティア説明会	4月12日	13:30～15:30	中止	無料	ボランティアに登録者への、鳥獣保護のあり方や保護時の対処方法等の説明会
山菜を楽しむ会	5月3日(祝)	9:30～13:00	中止	無料	健康の森で採取できる山菜や木の芽の勉強と観察
野生鳥獣写真コンクール&バードウォッチング	5月10日	9:30～12:00	中止	無料	写真コンクールと新緑の森の中を散策しながらのバードウォッチング
野鳥の保護体験教室	5月17日	13:30～15:30	中止	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
野鳥の保護体験教室	6月14日	13:30～15:30	中止	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
ポールウォーキング教室	6月21日	9:30～12:00	中止	無料	ウォーキングを基礎から学び正しい歩行運動を身につける
親子でキャンプ	7月11日～12日	9:30～13:00	中止	保険料材料費	野外生活に興味のある親子の為のキャンプ体験教室
第1回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	7月19日	9:30～13:00	中止	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
夏休応援教室	8月2日	10:00～15:30	13	材料費	山の日にちなんで、森の素材を使った木工
第2回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	8月2日	13:30～15:30	中止	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
親子で積み木遊び ※やまなし山の日事業	8月9日	10:00～15:00	中止	無料	積み木遊びを通して親子の交流を図り、木材の魅力を実感
第3回保護鳥獣の親子餌やり(餌やり餌作り)体験	8月16日	13:30～15:30	中止	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし山の日事業
森の中のヨガ教室	9月26日	10:00～12:00	中止	無料	武田の杜の中で心身ともにリフレッシュ
野生きのこ教室	10月4日	9:30～13:00	16	無料	キノコの基礎知識及び判別方法を学ぶ
史跡ウォーク	10月11日	10:00～15:00	中止	保険料	紅葉の季節、武田の杜周辺の史跡を巡り、武田信玄公について学ぶ
森の正月飾りづくり	12月6日	9:30～12:00	21	材料保険	森の素材を加えたオリジナルの正月飾り作り
新春！冬芽観察ウォークともちつき大会	1月10日	10:00～12:00	19	無料	武田の杜遊歩道を歩き春を待つ木々の観察、もちつき大会

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
フィールドサインを見つけよう	1月17日	13:30～15:30	4	無料	野生の生き物たちが生活(生息)していた痕跡から、生き物たちの存在を学ぶ
冬の野鳥を観察しよう	1月24日	9:00～12:00	中止	無料	冬の野鳥を観察
キノコ植菌体験	2月7日	9:30～13:00	20	材料費保険	キノコの菌を原木に植菌し、持ち帰り家で育ててもらう
里山にいる野鳥に会ってみよう	2月21日	13:30～15:30	12	無料	センター周辺にいる野鳥を観察
ボランティア里親情報交換会	3月7日	13:30～15:30	中止	無料	ボランティアと里親との情報交換会
炭を焼く集い	3月7日	9:30～13:00	24	材料費	炭焼きを体験し、炭の不思議について学ぶ
第1回森林セラピー	4月17日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第2回森林セラピー	5月9日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第3回森林セラピー	5月20日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第4回森林セラピー	5月31日	10:00～16:00	中止	大人2000円 小人1000円	
第5回森林セラピー	6月13日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第6回森林セラピー	6月26日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第7回森林セラピー	7月4日	10:00～15:00	中止	3,500円	
第8回森林セラピー	7月22日	10:00～15:00	2	3,500円	大暑に負けない森林セラピー
第9回森林セラピー	8月10日	10:00～15:00	中止	3,500円	山の日記念の森林セラピー
第10回森林セラピー	8月27日	10:00～15:00	2	3,500円	夏を乗り切ろう森林セラピー
第11回森林セラピー	9月13日	10:00～15:00	4	3,500円	小さな秋を見つけて森林セラピー
第12回森林セラピー	1月14日	10:00～15:00	中止	3,500円	冬枯れの森で小さな変わったものを見つけよう
第13回森林セラピー	1月30日	10:00～15:00	中止	3,500円	冬の陽だまり散歩で富士山を眺める森林セラピー
第14回森林セラピー	2月10日	10:00～15:00	2	3,500円	野鳥の声を聞きながら、森を歩く森林セラピー
第15回森林セラピー	2月27日	10:00～15:00	中止	3,500円	春を待つ植物たちの森林セラピー
第16回森林セラピー	3月20日	10:00～15:00	中止	3,500円	森の冬越しと芽吹きに森林セラピー
合 計			1024		

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
スマイル観察会	4月18日	9:30~12:00	20	無料	施設内に自生するスマイルの種類や特徴を学ぶ
野生鳥獣写真展示会	4月17日~6月20日	9:00~17:00	1613	無料	野生写真コンクールで募集した写真の展示会
保護ボランティア説明会	4月18日	13:30~15:30	14	無料	ボランティアに登録者への、鳥獣保護のあり方や保護時の対処方
山菜を楽しむ会	5月3日(祝)	9:00~12:30	20	有料	健康の森で採取できる山菜や木の芽の勉強と観察
野生鳥獣写真コンクール表彰式&バードウォッチング	5月15日	9:00~12:00	41	無料	写真コンクールと新緑の森の中を散策しながらのバードウォッチ
森の中のヨガ教室	5月21日	10:00~12:00	15	無料	健康の森の中で心身ともにリフレッシュ
森の生き物痕跡探偵	5月23日	13:30~15:30	18	無料	野生の生き物が生息している痕跡を見つけその生活を学ぶ
ポールウォーキング教室	6月20日	9:30~12:00	中止	無料	ウォーキングを基礎から学び正しい歩行運動を身につける
第1回保護鳥獣の親子餌やり体験教室	6月20日	13:30~15:30	中止	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
親子でキャンプ	7月10日~11日	9:30~翌日13:00	中止	有料	野外生活に興味のある親子の為にキャンプ体験教室※やまなし
野鳥の保護体験教室	7月18日	13:30~15:30	9	無料	野鳥の飼育、保護体験と命の大切さ、人との共生の必要性を学ぶ
夏休応援教室	8月1日	10:00~15:00	100	有料	山の日になんで、森の素材を使った木工
第2回保護鳥獣の親子餌やり体験教室	8月8日	13:30~15:30	5	無料	野生動物を身近に感じて、命の大切さを知ってもらう※やまなし
親子で積み木遊び ※やまなし山の日事業	8月13日~15日	10:00~15:00	中止	無料	積み木遊びを通して親子の交流を図り、木材の魅力を実感
野生きのこ教室	10月3日	9:30~12:30	17	有料	キノコの基礎知識及び判別方法を学ぶ
史跡ウォーク	10月10日	9:30~15:00	18	無料	甲武信BRの山岳信仰の史跡等を巡り歴史を学ぶ
野生動物教室「うんち」から学ぶ	10月10日	13:30~15:30	6	無料	動物の痕跡の中でも子供たちが興味を持ちやすい「うんち」を通して
正月飾りづくり	12月5日	9:30~12:30	21	有料	自然の産物を利用して、しめ縄を製作
地形地質講座	12月18日	9:30~12:30	17	無料	片山を含む秩父山地成り立ちの講座を開催
新春！冬芽観察ウォークともちつき大会	1月9日	9:30~12:30	9	有料	武田の杜遊歩道を歩き春を待つ木々の観察、もちつき大会
フィールドサインを見つけよう	1月16日	13:30~15:30	4	無料	野生の生き物たちが生活(生息)していた痕跡を見つけ、生き物た
冬の野鳥を観察しよう	1月23日	9:30~12:00	12	無料	冬の野鳥を観察
キノコ植菌体験	2月6日	9:30~12:00	19	有料	キノコの菌を原木に植菌し、持ち帰り家で育ててもらう
里山にいる野鳥に会ってみよう	2月13日	13:30~15:30	9	無料	センター周辺にいる野鳥を観察
炭を焼く集い	3月6日	9:30~12:00	13	有料	炭焼きを体験し、炭の不思議について学ぶ
ボランティア里親情報交換会	3月6日	13:30~15:30	8	無料	ボランティアと里親との情報交換会
第1回森林セラピー	4月16日	10:00~15:00	2	3,000円	
第2回森林セラピー	5月8日	10:00~15:00	0	3,000円	
第3回森林セラピー	5月19日	10:00~15:00	2	3,000円	

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
第4回森林セラピー	5月29日	10:00～16:00	5	大人2,000円 小中学生	親子で森林セラピー
第5回森林セラピー	6月13日	10:00～15:00	中止	3,000円	
第6回森林セラピー	6月24日	10:00～15:00	中止	3,000円	
第7回森林セラピー	7月3日	10:00～15:00	3	3,000円	
第8回森林セラピー	7月21日	10:00～15:00	1	3,000円	
第9回森林セラピー	8月8日	10:00～15:00	中止	3,000円	山の日記念
第10回森林セラピー	8月27日	10:00～15:00	中止	3,000円	
第11回森林セラピー	9月18日	10:00～15:00	台風14号 中止	3,000円	
第12回森林セラピー	10月2日	10:00～15:00	2	3,000円	
第13回森林セラピー	10月20日	10:00～15:00	8	3,000円	
第14回森林セラピー	11月3日	10:00～15:00	3	3,000円	
第15回森林セラピー	11月21日	10:00～15:00	4	3,000円	
第16回森林セラピー	12月4日	10:00～15:00	0	3,000円	
第17回森林セラピー	12月19日	10:00～15:00	2	3,000円	
第18回森林セラピー	1月19日	10:00～15:00	1	3,000円	
第19回森林セラピー	2月11日	10:00～15:00	雪のため 中止	3,000円	
第20回森林セラピー	3月21日	10:00～15:00	3	3,000円	
合 計			2010		

令和元・2・3年度利用実績

1. 利用者の推移

(単位:人)

	R1	R2	R3
利用者総数	93,927	49,144	55,813
うち有料施設利用者数	3,169	189	849

※利用者総数は推定値

令和元年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	844,590	施設利用料
委託料	42,360,000	
事業収入	463,680	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	51,999	
合計(A)	43,720,269	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	25,424,070	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	3,259,697	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	611,094	キャンプ場施設、水道施設修繕等
委託料	5,485,625	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	979,642	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	840,524	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	852,935	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	1,436,846	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	313,519	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	280,842	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	550,354	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	352,487	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	454,914	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	32,572	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	82,906	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,355,000	消費税
雑費	179,898	
合計(B)	43,492,925	

令和2年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	88,010	施設利用料
委託料	42,499,555	
事業収入	404,770	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	44,645	
合計(A)	43,036,980	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	20,804,501	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	2,124,835	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	1,073,635	鳥獣センター檻修繕、キャンプ場外灯修繕等
委託料	9,819,427	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	697,272	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	469,922	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	416,420	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	2,091,219	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	196,491	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	512,550	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	552,705	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	131,436	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	466,751	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	263,496	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	110,310	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,102,000	消費税
雑費	555,959	
合計(B)	42,388,929	

令和3年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金	263,690	施設利用料
委託料	42,221,000	
事業収入	237,890	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	46,857	
合計(A)	42,769,437	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	20,894,741	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	2,215,576	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	2,270,794	エアコン修繕等
委託料	9,209,250	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	680,030	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	647,366	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	413,840	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	1,371,208	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	358,611	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	232,500	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	570,082	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	221,851	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	499,682	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保険
使用料及び賃借料	263,496	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	78,612	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,259,564	消費税
雑費	166,780	
合計(B)	42,353,983	

指定管理者施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート(令和2年度事業分)

1 施設の概要

施設名	山梨県立武田の杜保健休養林	所管課	林政部 県有林課
所在地	甲府市山宮町片山3371 外	設置年月日 (改築年月日等)	昭和54年3月14日
管理方式	山梨県造園建設業協同組合		
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例		
設置目的	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため設置する。		
主な施設内容 (定員等)	○面積:2,500ha ○施設の内容 ・健康の森:サービスセンター352㎡、森林学習展示館88㎡、 展望休憩室15㎡、キャンプ場ログキャビン3棟、癒しの小径10.9km等 ・樹木見本園:休憩舎34㎡等 ・幹線遊歩道:遊歩道23.6km、展望休憩舎4棟等 ・鳥獣センター:管理棟369㎡、展示館210㎡等		
主な業務内容	(1)キャンプ場利用の承認に関する業務 (2)施設等の維持保全に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施 及び鳥獣の保護に関する業務 (5)自然に関する知識の習得に資するレクリエーション 及び野外活動の機会の提供に関する業務		

2 類似施設・近隣施設

名称 施設内容 利用状況等	山梨県森林公園金川の森(どんぐりの森、スポーツの森、かぶとむしの森等)
---------------------	-------------------------------------

3 利用状況

単位:人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (目標値)
利用者数	利用者数	96,997	93,927	49,144	101,600
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	利用者数合計	96,997	93,927	49,144	101,600
	目標値	90,831	100,600	100,600	101,600
	目標値設定の考え方及びその理由	前年度目標値 × 1.01	平成29年度実績		前年度目標値 × 1.01
	対平成30年度比		96.8%	50.7%	104.7%
利用率	306人/日	297人/日	157人/日	326人/日	

4 指定管理業務の収支状況

単位:円、%

		令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績値)	令和3年度 (計画値)
収入	施設利用料	844,590	584,000	88,010	584,000
	指定管理者委託料	42,360,000	42,736,000	42,499,555	42,736,000
	その他	515,679	801,000	2,073,715	805,000
	収入合計(A)	43,720,269	44,121,000	44,661,280	44,125,000
支出	人件費	25,424,070	21,198,250	20,804,501	21,198,250
	県への納付金				
	管理運営費	18,068,855	22,922,750	23,567,593	22,926,750
	うち外部委託費(B)	5,485,625	10,757,000	9,819,427	10,761,000
	支出合計(C)	43,492,925	44,121,000	44,372,094	44,125,000
収支差額(A-C)		227,344		289,186	
外部委託比率(B÷C)		12.6%	24.4%	22.1%	24.4%
利用者一人当たりの経費		451.0	424.8	864.8	420.6

5 利用者満足度(アンケート様式は別添のとおり)

実施方法等	実施時期: 令和2年4月～令和3年3月 実施方法: 来園者へのアンケート 回答数: 397人
-------	--

単位: %

調査項目	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
①整備・施設状況	73.1%	26.0%	0.9%	0.0%
②開園日、開園時間	84.5%	14.5%	1.0%	0.0%
③スタッフの対応	62.8%	35.4%	1.2%	0.6%
④プログラムの内容	83.5%	16.1%	0.4%	0.0%
⑤申し込み方法	72.6%	25.0%	2.0%	0.4%
⑥利用料金	64.3%	31.6%	4.1%	0.0%
施設全般の満足度	76.0%	22.5%	0.9%	0.6%

利用者の意見	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供用スリッパを用意してもらいたい。 ・遊歩道や岩石園に生い茂った草を処理してほしい。 ・片山山頂の眺望が悪い。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の森へ行く道がわかりにくい。
利用者の意見への対応	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供用スリッパを導入した。 ・キャンプ場の男子トイレに網戸を設置した。 ・夏、秋の草刈りのほか、シルバー人材センターに依頼して遊歩道以外の林内も逐次草刈りを実施した。 ・片山山頂の眺望改善のため、南側の草刈りと灌木の処理を実施。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道から公園への分岐点などに表示板を設置した。

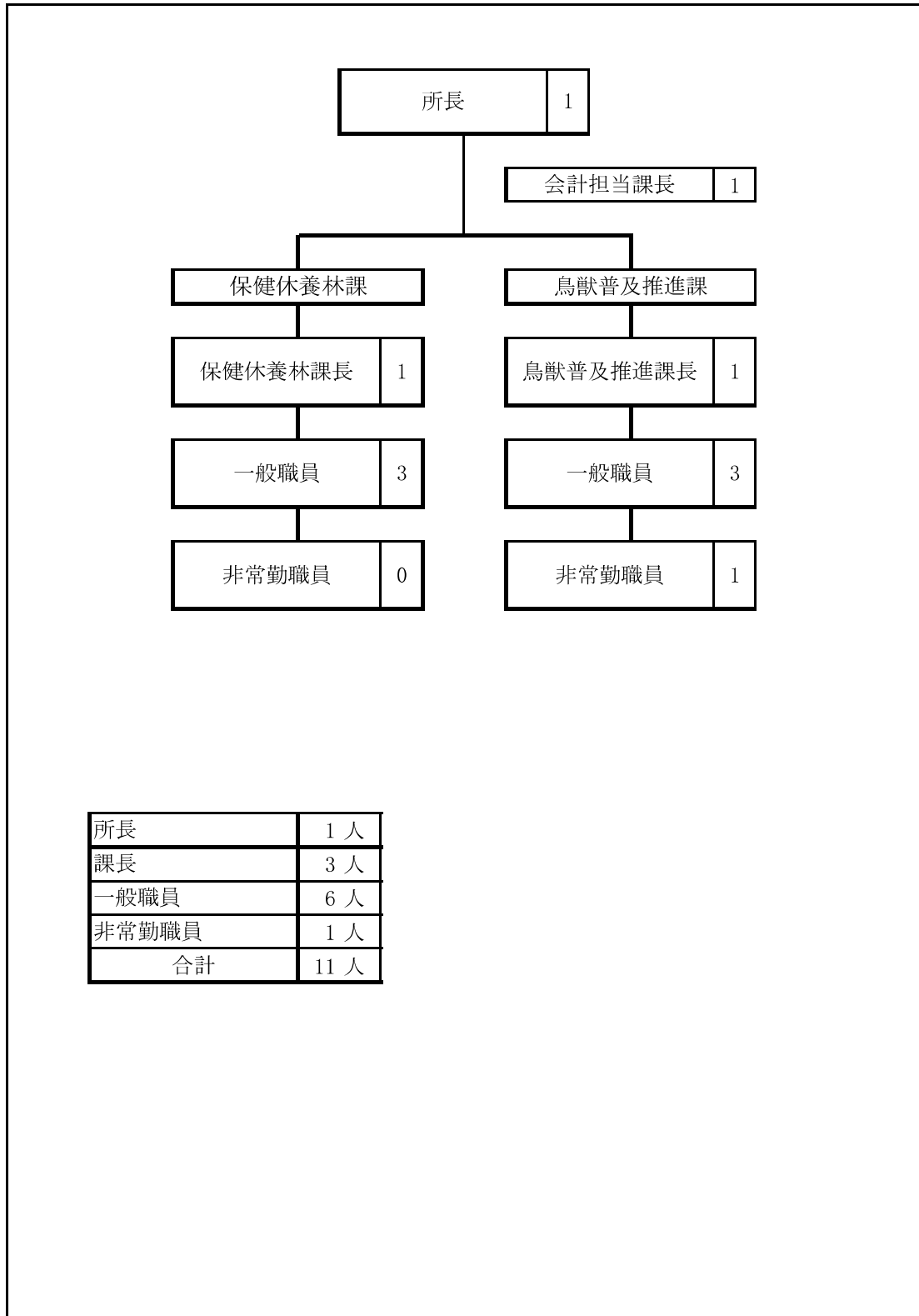
6 評価結果

	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価
維持管理業務	<p>委託業務と併せ職員による清掃を行うなど、施設の美化活動を徹底し、利用者の快適性の向上に努めた。</p> <p>老朽化した階段や手すり、ベンチ等を改修した。</p> <p>また、市道分岐点からサービスセンターまでの進入路において、落下するおそれのある枝の撤去を行うなど、利用者の安全対策に努めた。</p>	<p>業務計画書に基づき、施設の維持管理を適正に実施している。</p> <p>今後も、利用施設の快適性向上への取り組みや、遊歩道の点検、補修、倒木や危険木の撤去など、利用者の安全確保に向け迅速に取り組むこと。</p>
運營業務	<p>森林の癒し効果を活用した森林セラピー事業において、昇仙峡ツアーを加えたPR効果の高い事業を、地域との連携を重視しながら開催し、多くの参加者を得た。</p> <p>また、日々の見どころとして、武田の柱に生息・生育する動植物などを写真で掲示したり、キャンプ場の男子トイレに網戸や新たなベンチを設置するなど、利用者への快適なサービスの提供に努めた。</p>	<p>業務計画に基づき、ツリークライミングなど集客効果の高い事業が積極的に実施された。特に森林セラピーツアーについては、コロナ禍にあつて高まる、森林の癒やし効果を多くの人に体験してもらう事ができただけでなく、地元の観光業とも連携することで地域経済へも貢献したことから、今後も地域に求められる公園となるよう、こうした取り組みを継続すること。</p> <p>また、利用者の快適性を優先した施設の改善が評価を得ているので、引き続きこうした取り組みを推進すること。</p>
利用状況	<p>介護施設や幼稚園などの団体利用を受け入れたり、新たな自主事業を行うなど、リピーターを中心に利用者の確保を図ったが、新型コロナウイルスの感染拡大対策のため、サービスセンター、鳥獣センターなどを休館したことや、さくらまつり、山菜を楽しむ会など人気プログラムの提供を中止したことも影響し、目標人数に達せず、利用者数も昨年と比べ減少した。</p>	<p>新しい体験プログラムの提供など利用者の増加を図ったが、新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数は目標人数、昨年度実績をともに下回ってしまった。</p> <p>今後もアンケートなどを活用し利用者の意見を取り入れ魅力ある主催事業の実施や施設管理を適切に行うなど、利用者の確保に向け積極的に取り組むこと。</p>
収支状況	<p>新型コロナ感染防止対策としてキャンプ場を閉鎖したことなどにより、事業収入等は減少したが、人件費など管理経費の支出を抑制したことで、収支の改善が図られた。</p>	<p>収支はプラスとなった。</p> <p>引き続き、主催事業への参加者増加の取り組みを推進するとともに、消耗品費等支出の節減など、収支改善に努めること。</p>
自主事業	<p>新型コロナ感染拡大により多くの事業が中止となったが、親子みどりの集いなど実施できた事業は、参加者等から高い評価を得た。</p>	<p>コロナ禍にあつて計画していたイベントの多くが中止となった。</p> <p>新型コロナ感染拡大の動向を注視しつつ、利用者のニーズにあった自主事業となるよう、内容や実施方法を適宜見直すこと。</p>

利用者満足度	<p>イベントにあつては感染症対策に配慮しつつ開催したほか、施設の特性を活かす環境整備等により利用者へのサービスの向上に努めたことで、多くの利用者から高い評価を得た。</p>	<p>各項目において「満足・どちらかといえば満足」の比率が約95%以上と非常に高く、昨年度に引き続き利用者サービスに努めた結果が現れた。 今後とも感染症対策への配慮を怠らず、利用者のニーズに配慮した運営に取り組むこと。</p>
運営目標の達成状況	<p>令和2年度 利用者数 目標値 100,600人 → 実績値 49,144人 目標値に対し48.9%の利用状況であった。利用者減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う県からの感染防止の協力要請により、5月7日までは、施設休館、駐車場閉鎖が行われるとともに、感染防止ガイドラインの作成による協業要請の個別解除と、施設の使用開始準備に日数を要し、その後も感染拡大を懸念して外出を控えるといった社会情勢が大きく影響したものと考えられる。 また、利用者満足度は、「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計が昨年度と同等の98.9%と目標の95%を超えており、安定的に利用者から好評を得ることができた。</p>	
施設所管課による総合的な評価及び指導事項	<p>介護施設や幼稚園などの団体利用の継続的な受け入れや、リピーターを中心とした利用者確保に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大による施設休館の影響や外出自粛や各種イベントの中止等が社会的に求められた事により、利用者数は目標値を下回る結果となった。 こうした状況下にあつて、運営においては遊歩道やキャンプ施設等の修繕や、眺望や公園利用者の安全確保のための森林整備を実施するなど、利用者のニーズに沿った環境整備を実施したほか、コロナ禍にあつて高まる自然の癒やしを求めるニーズに応え、昇仙峡観光や湯村温泉での入浴とセットで森林セラピーを実施するツアーを実施し好評を得るなど、施設管理者としての責務を果たしている。また、利用者の満足度は良好であり、指定管理業務は適正に行われたと評価できる。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止協力要請を行うとともに、協力要請の個別解除ガイドラインの作成と遵守について指導した。感染拡大状況に応じてイベントの開催・規模等を検討すること、及び自粛要請の終了とともに、グリーン・ゾーン認証施設に速やかに移行するよう指導した。</p>	
施設所管課の指導事項に対する指定管理者の対応状況	<p>新型コロナウイルス感染防止協力要請に応じ、施設の休館、注意喚起看板の設置を行い、感染防止ガイドラインを作成し遵守する中で、換気・消毒、マスク着用・手指消毒・間隔の確保の注意喚起等、迅速に対応を行った。主催事業等については、感染拡大状況に応じて規模内容を中止を含めて検討したうえで、新型コロナウイルス感染防止策を十分に取った。</p>	

7 管理体制(組織図)

令和2年4月1日現在



山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例

昭和五十四年三月十四日

山梨県条例第二号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例〕をここに公布する。

山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例

(設置)

第一条 青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため、武田の杜保健休養林を設置する。

(名称及び位置)

第二条 武田の杜保健休養林の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立武田の杜保健休養林

位置 甲府市

(施設の種類)

第三条 山梨県立武田の杜保健休養林（以下「武田の杜」という。）の施設の種類の種類は、別表第一に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に武田の杜の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 キャンプ場の利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- 四 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務
- 五 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によ

り指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、武田の杜の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、武田の杜の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、キャンプ場の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(サービスセンター等の休館日)

第七条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日又は七月一日から八月三十一日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(サービスセンター等の開館時間)

第八条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(キャンプ場の利用日)

第九条 キャンプ場の利用日は、五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間の休日の前日及び土曜日並びに七月一日から八月三十一日までの日とする。

2 指定管理者は、知事の承認を受けて、前項の利用日以外の日においても、利用させることができる。

(キャンプ場の利用の承認等)

第十条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければな

らない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 衛生上支障があると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
 - 五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十八条第三項及び第十九条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるとき。

（キャンプ場の利用の承認の取消し）

第十一条 指定管理者は、キャンプ場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十二条 第十条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るキャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（利用料金の還付）

第十三条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、キャンプ場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第十四条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 武田の杜の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、武田の杜の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(知事による管理)

第十六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する武田の杜の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項、第八条ただし書及び第九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にキャンプ場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第十条第一項の承認を受けた者は、第十二条の規定にかかわらず、別表第二に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十三条、第十四条及び別表第二の規定の適用については、第十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項及び第十二条第一項の規

定の適用については、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十六条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(行為の禁止)

第十七条 武田の杜において、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- 二 木竹の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 貼紙又は貼札をすること。
- 六 ごみの投棄その他の不衛生な行為をすること。
- 七 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。
- 八 立入禁止区域に立ち入ること。
- 九 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

(行為の制限等)

第十八条 武田の杜において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - 三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 知事は、前項の許可に武田の杜の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 知事は、第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可をしないことができる。

(利用の制限等)

第十九条 知事は、衛生上又は風俗上支障があると認められる者に対して利用を拒むことができる。

- 2 知事は、前条第一項各号に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消すことができる。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十条 知事は、次に掲げる場合においては、第十条第一項（第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）若しくは第十八条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第十一条（第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

三 第十八条第一項の許可をしようとする場合

四 前条第二項の規定による第十八条第一項の許可の取消しをしようとする場合
(知事への情報提供)

第二十一条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認若しくは第十八条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(罰則)

第二十二条 第十七条の規定に違反した者又は第十八条第一項の規定により許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五四年規則第二〇号で昭和五四年五月一日から施行)

附 則 (昭和六十一年条例第一四号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成七年条例第一七号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第二七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第一〇号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第三九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則（平成二四年条例第二六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第十条の規定による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第十条第二項及び第十七条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第十条の規定による改正前の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第四五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年条例第二〇号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

サービスセンター

森林学習展示館

鳥獣センター

キャンプ場

樹木見本園

岩石園

自由広場

林間広場

遊歩道

別表第二（第十二条、第十六条関係）

種別	単位	利用者区分	利用料金限度額	摘要
テントサイト	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	五〇円	一 一泊とは、午後四時から翌日の午前十時までの使用をいう。 二 継続して二泊以上する場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前十時から午後四時までの時間は、一泊の時間に含むものとする。
		高等学校の生徒	一一〇円	
		大学の学生及び一般	二二〇円	
キャンプに要するテント及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	一一〇円	一 一泊とは、午後四時から翌日の午前十時までの使用をいう。 二 継続して二泊以上する場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前十時から午後四時までの時間は、一泊の時間に含むものとする。
		高等学校の生徒	二二〇円	
		大学の学生及び一般	四四〇円	
ログキャビン及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	六三〇円	一 一泊とは、午後四時から翌日の午前十時までの使用をいう。 二 継続して二泊以上する場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前十時から午後四時までの時間は、一泊の時間に含むものとする。
		高等学校の生徒	七七〇円	
		大学の学生及び一般	八九〇円	

温水シャワー	一回		一一〇円
--------	----	--	------

○山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則

昭和五十四年四月二十八日

山梨県規則第二十一号

改正 昭和六一年三月二八日規則第一三号

平成七年三月三〇日規則第三〇号

平成一一年七月二三日規則第五七号

平成一二年三月二九日規則第二四号

平成一七年三月二八日規則第二九号

平成二四年三月三〇日規則第二九号

平成二九年三月一四日規則第四号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例施行規則〕を次のように定める。

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則

(昭六一規則一三・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六一規則一三・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平一七規則二九・全改)

(行為の許可の申請手続)

第三条 条例第十八条第一項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日の十四日前までに、行為許可申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項後段の規定により当該許可を受けた事項を変更しようとする者は、速やかに変更許可申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭六一規則一三・一部改正、平一一規則五七・旧第三条繰下、平一二規則二四・一部改正、平一七規則二九・旧第四条繰上・一部改正、平二四規則二九・平二九規則四・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年規則第一三〇号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第三〇号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

(山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

8 山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第七条の規定による改正後の山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

附 則(平成二四年規則第二九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立武田の^{もり}杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

附 則 (平成二九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

第)号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体の名称
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県や武田の行政団体事務の指定管理の指定を受けたいので、山梨県や武田の社会
福祉施設設置及び管理条例第()条第()項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

出発地知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年 月 日

(団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県文武部の関係団体義務教育及び管理業務第16条第1項の規定により、許可を申請します。

行為の内容	種別	条例第16条第1項第 号
	目的	
行為の方法		
行為の場所		
面積		m ²
行為の期間		年 月 日から 年 月 日まで
行為の人数		人
口頭弁等 (誓約等をする場合は、ここに口頭を記入すること。)	1. この申請による行為は、暴力団の利益となるものでありません。 2. この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても責任はありません。 3. 私(団体にあっては、その役員を言わぬ。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	

注 1 位置図を添付すること

2 申請者が団体である場合は、その役員の名前、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した誓約を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

作 用 註

山梨県知事 殿

申請者住所
氏 名 用
(団体の場合は、その名称及び代表者名)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可になつた山梨県の武田の林保健
休養林の取組に関する事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更しようとする 事 項		
変 更 の 理 由		

注 位置図を添付すること。

第1号様式（第2条関係）

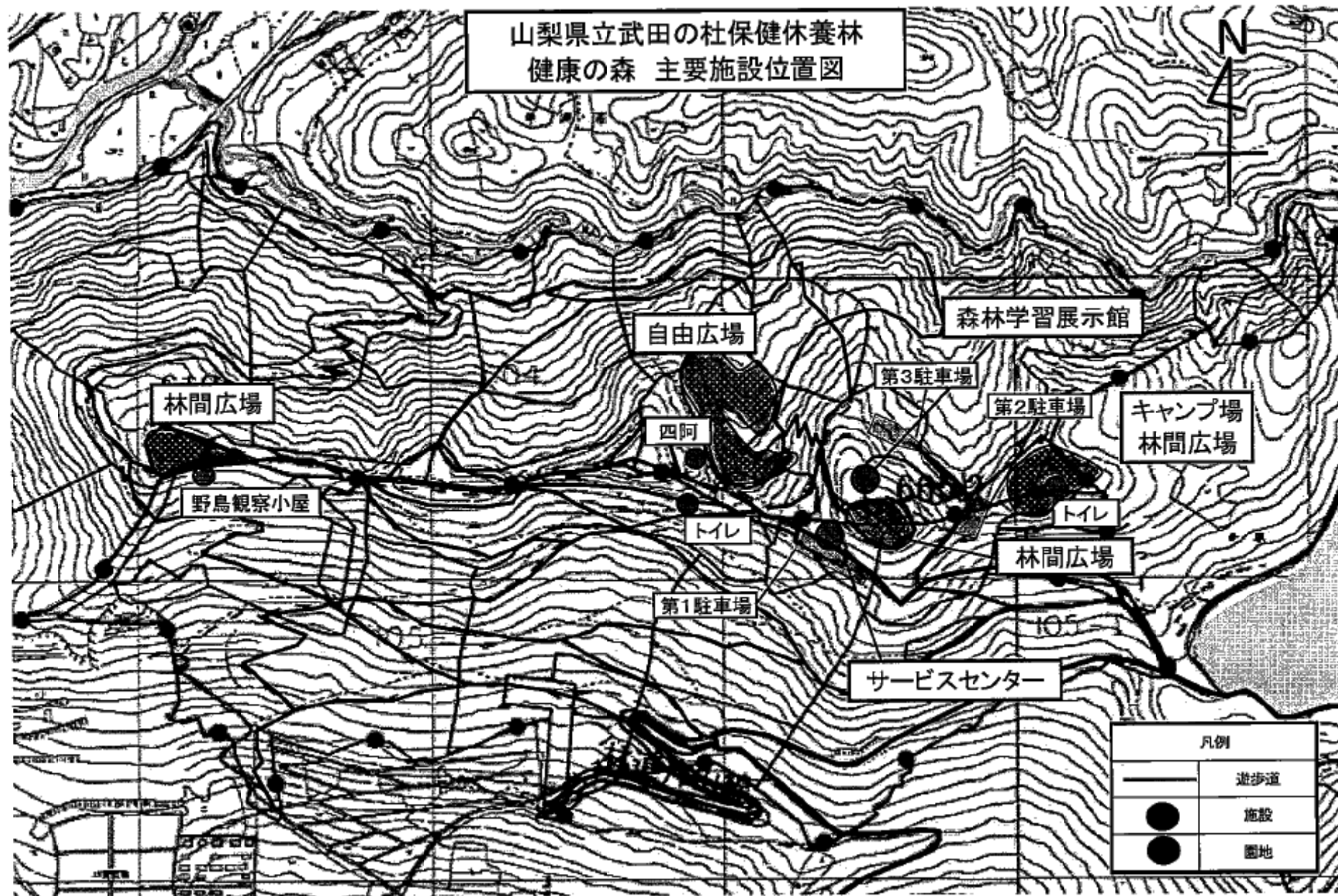
（平17規則29・全改）

第2号様式（第3条関係）

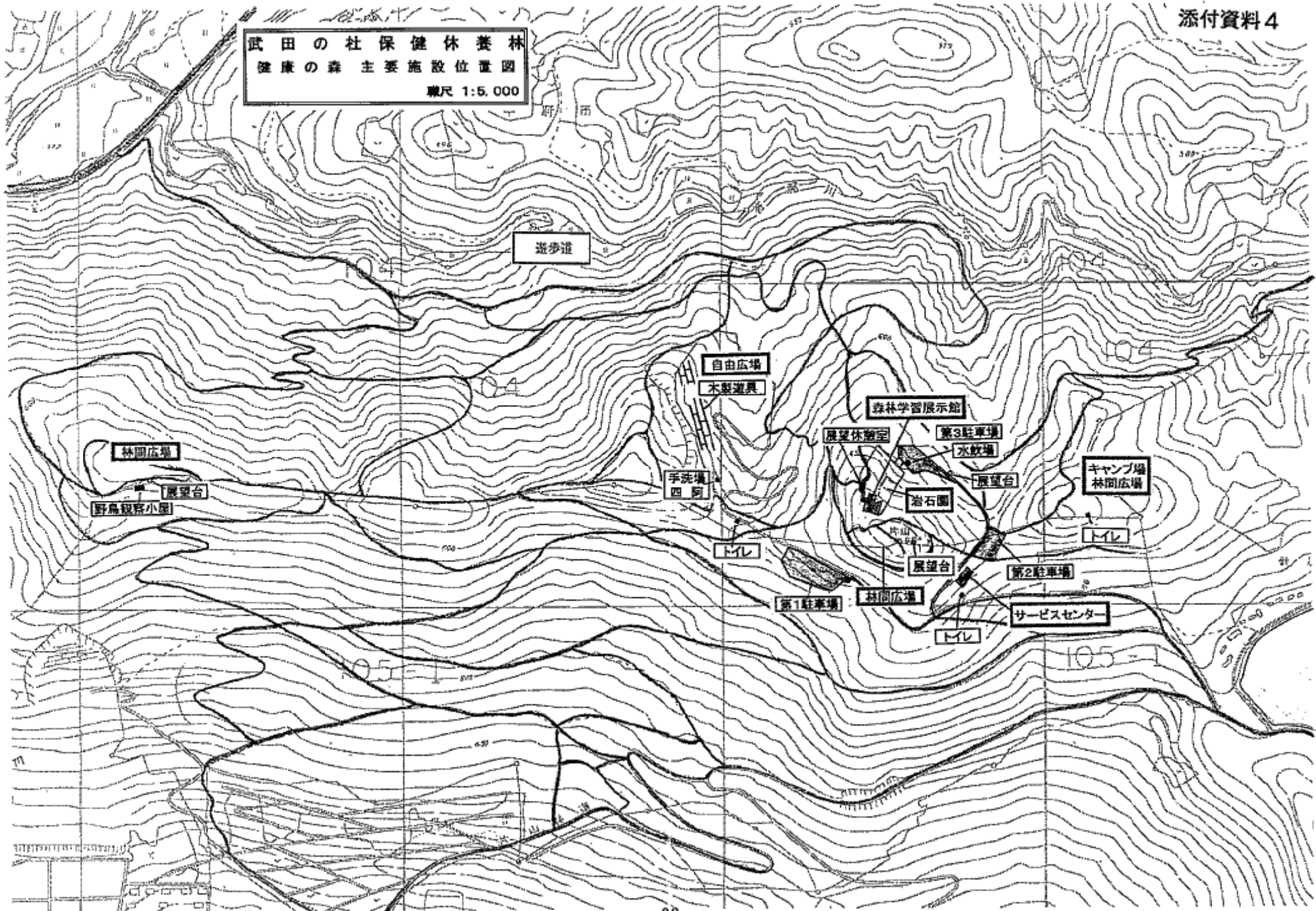
（平24規則29・全改、平29規則4・一部改正）

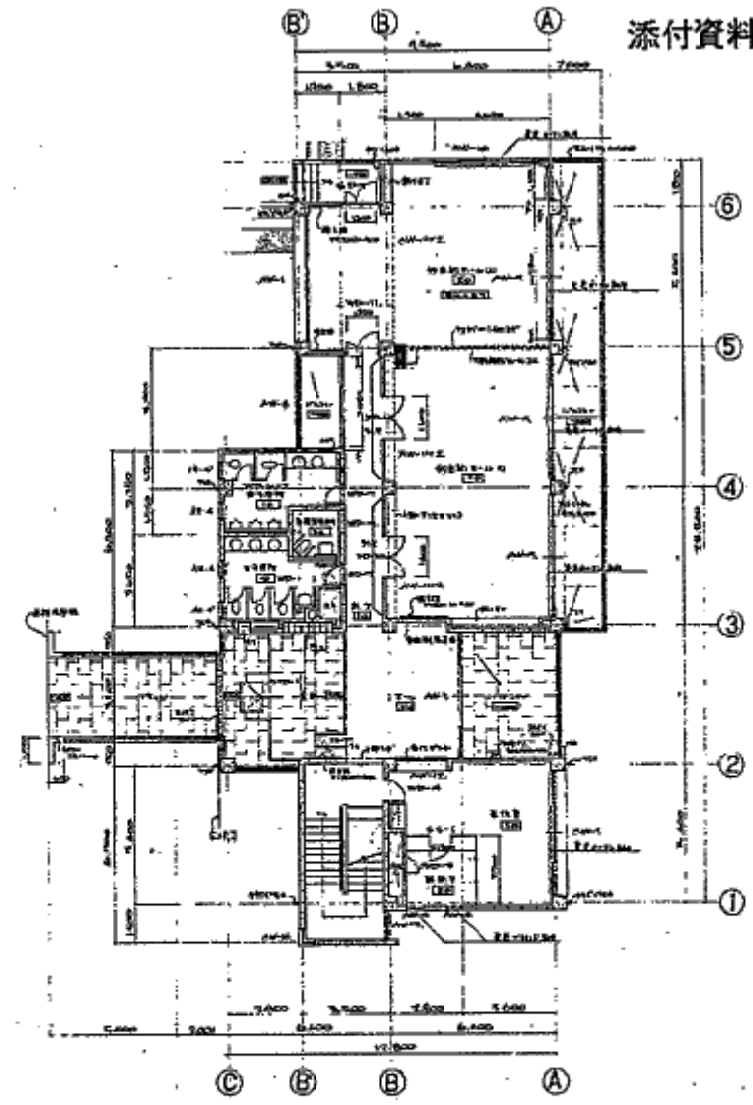
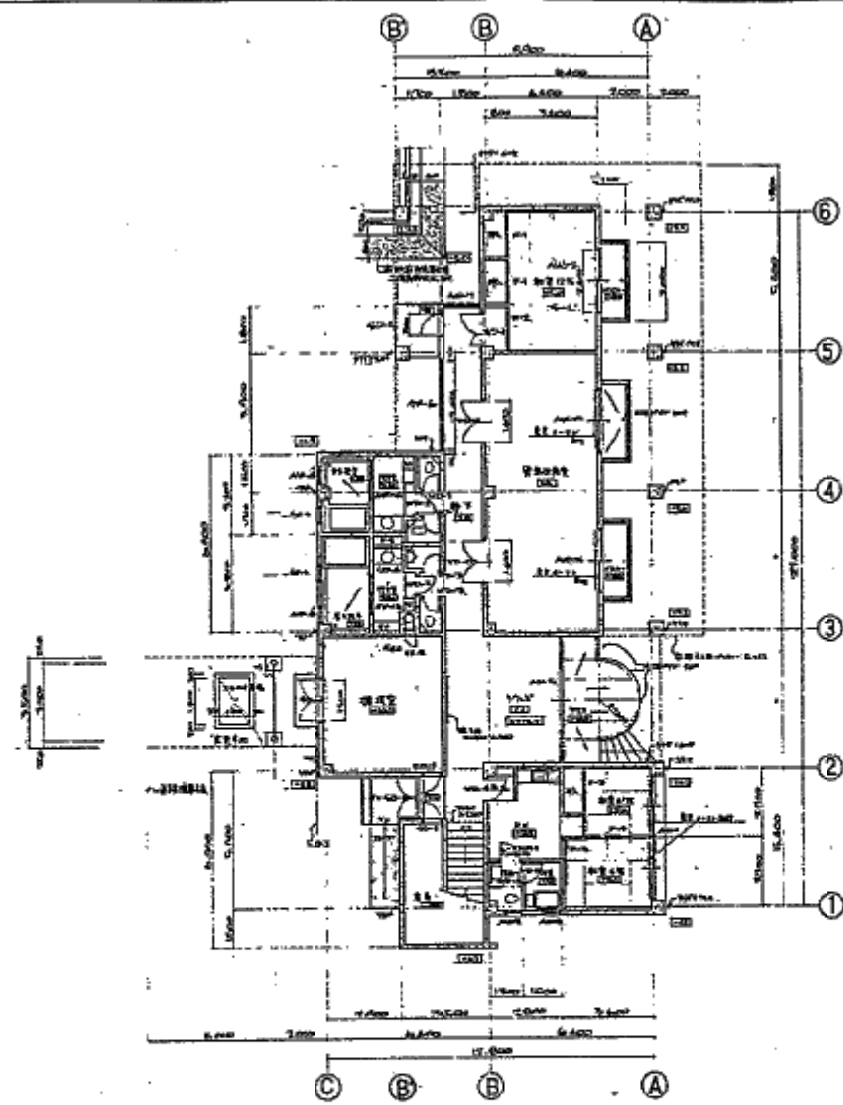
第3号様式（第3条関係）

（昭61規則13・平11規則57・一部改正、平17規則29・旧第4号様式繰上・一部改正）

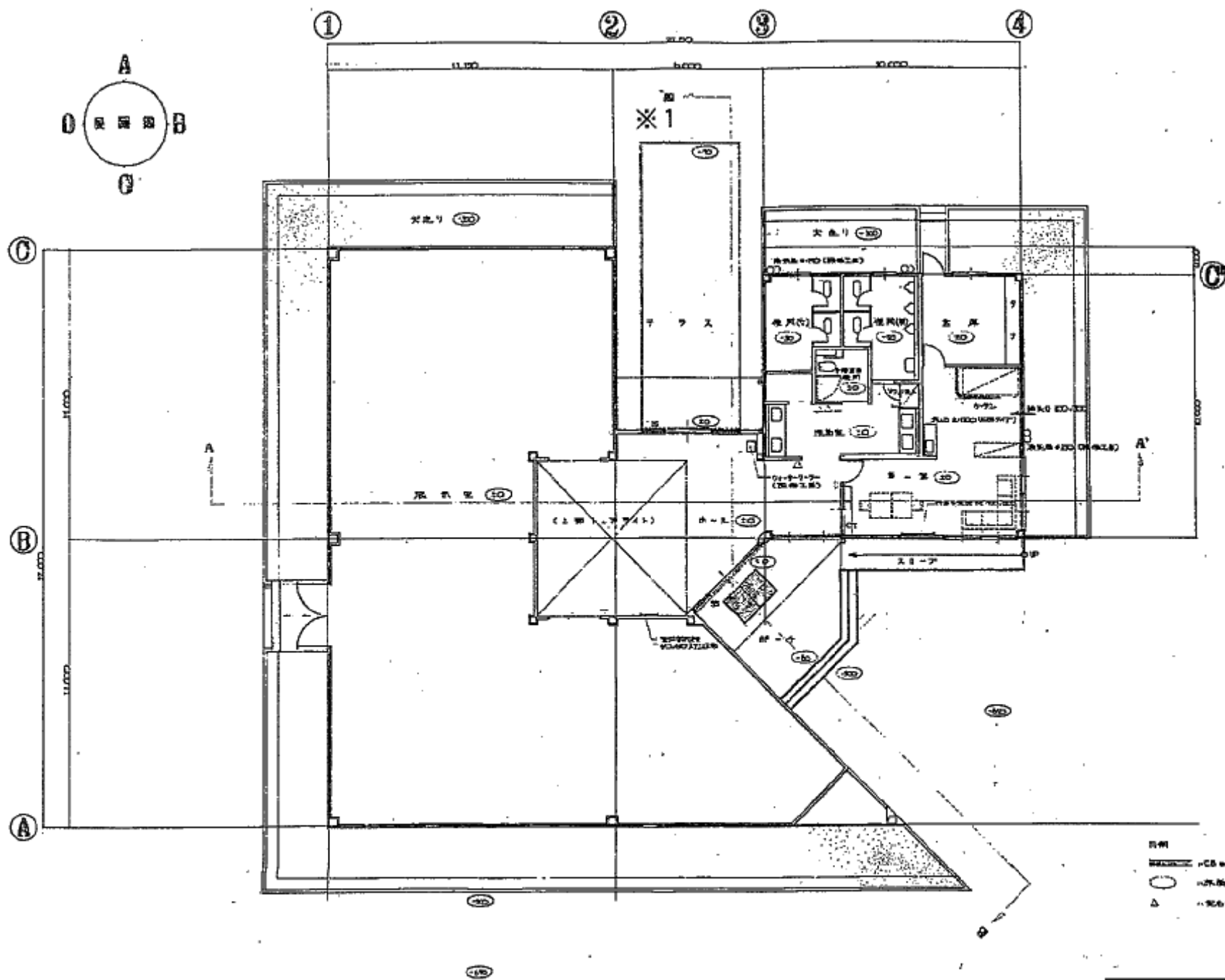


武田の社保健休養林
健康の森 主要施設位置図
縮尺 1:5,000





武田の社 サービスセンター
平面図



1階平面図 1:100

武田の社 森林学習展示館
平面図

自動体外式除細動器の管理仕様書

1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年（製造年月 ） 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2年ごとに交換（製造年月 ） 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

関係法令等一覧

法令等名称
地方自治法(昭和22年法律第67号)
森林法
自然公園法
山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和54年山梨県条例第2号)
会社更生法
民事再生法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
山梨県立武田の杜保健休養林指定管理業務モニタリング実施要領
個人情報保護法
山梨県個人情報保護条例
建築基準法・施行令・施行規則・附則
国民保護法
山梨県国民保護計画
消防法・施行規則
大規模地震対策特別措置法
山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年10月16日山梨県条例第41号)
山梨県傷病鳥獣等保護ボランティア実施要領
労働安全衛生法・規則
水道法・施行規則
浄化槽法・施行規則
危険物の規制に関する規則
ボイラー及び圧力容器安全規則
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)
官公庁施設の建設に関する法律
国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準

山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森指定管理業務モニタリング実施要領

制定：平成30年 4月 1日

改正：令和 4年 3月11日

第1 目的

この要領は、指定管理者施設である山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森の適正な管理を確保するためのモニタリング（業務の確認・検証）について必要な事項を定めるものとする。

第2 モニタリングの実施と役割

指定管理者は、事業報告書の作成、利用者アンケートの実施、苦情・要望などへの対応等を通して、自己評価と業務改善を行い、自己評価結果を「指定管理施設の管理運営状況評価書」（別紙様式1）（以下「モニタリングシート」という。）にまとめ県へ報告する。

なお、指定管理者は自己評価にあたり「指定管理施設の管理運営状況評価書（根拠資料）（別紙様式2）（以下「根拠資料」という。）」を提示する。

2 県は、指定管理者からの自己評価を含む事業報告書、現地確認などによる管理運営状況の確認を行い、改善のための指導等を行う。

なお、県における役割分担については、指定管理者からの定期報告に基づく現地確認を林政部県有林課が行い、これ以外の随時の確認（毎月1回程度）は林務環境事務所が実施するものとし、適正に業務が執行されていることを確認する。

第3 モニタリングの実施方法

県は基本協定書、管理業務仕様書及び指定管理者の業務計画書に基づくサービス水準等を維持するため、次のとおり定期モニタリングを実施する。

(1) 月次確認

月次報告により、施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握する。

(2) 四半期確認

四半期報告により、一定期間の施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）について、「定期評価シート（別紙様式3）」による評価を行うとともに現地確認を行い、履行状況等を確認する。

なお、評価の結果、効果が不十分である場合は、改善指導を行い、次回報告書の提出時等に改善状況を確認する。

(3) 年度確認

事業報告書による現地確認を行い、年間の管理運営業務全般について、履行状況、サービスの質の評価、運営体制の安定性等を確認する。

なお、四半期毎の現地確認は、予め県が「事業計画書等」及び「事業報告書」欄を記入したモニタリングシート（別紙様式2）により実施し、「現地確認結果」欄の

記入後、指定管理者が「指定管理者の自己評価」欄を記入し、今後の業務改善等のための資料とする。また、年度末の現地確認は、事業報告書及び四半期確認時のモニタリングシートにより実施し、「整合性の検証」、「業務改善に向けた分析・指導内容」、「総合的な評価及び改善事項」欄を記入した後、指定管理者に送付する。

- 2 定期モニタリングのほか、随時のモニタリングとして、必要に応じて巡回、立会い等による現地確認を行う。
- 3 県有林課長は、施設運営の改善に向け、現地確認の機会等を活用して指定管理者と対面による意見交換を年度毎に3回以上実施する。

第4 モニタリングによる確認・指導の内容

定期報告等に基づき、次の3つの視点から管理運営状況に関する確認・指導を実施する。

(1) 履行確認

維持管理業務が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているかを確認する。

(2) サービスの質の評価

運営業務、自主事業が県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているか評価する。

(3) 運営体制の安定性の確認

運営体制が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を効率的・効果的かつ安定的に提供することが可能な体制となっているかを確認する。

- 2 確認・指導の時期については、定期報告や事業報告書の提出等の時期をとらえ、適時その報告内容等に適した確認・指導を行う。

第5 モニタリング結果の報告及び公表

県有林課は、指定管理者から報告のあったモニタリングシート（別紙様式1）の各評価項目及び総合的な施設所管課の評価及び改善指導、改善勧告とそれに対する指定管理者の対応状況を6月上旬までにモニタリングシートに整理し、併せて利用者アンケート様式（前年度分）を添付のうえ行政経営管理課あてに報告する。行政経営管理課は、モニタリング結果の概要及びモニタリングシート（個人名は除く）を県のホームページ等で公表する。

第6 指定管理業務のモニタリング結果の活用

県は、期待される施策効果が十分生じているか、モニタリングを通じて評価・検証を行い、その結果、施策効果が十分でない判断した場合は、指定管理者とともに、改善策の企画、検討、策定を行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

建築物点検マニュアル (抜粋)

平成 3 0 年 3 月

平成 3 1 年 3 月改正

令和 2 年 3 月改正

令和 3 年 3 月改正

山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	3
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	14
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
<様式等>		
別紙1 点検対象建築物一覧表	・・・	15
別紙2 法令検査点検一覧表	・・・	30
様式1 建築基準法点検票	・・・	31
様式2 長寿命化点検票	・・・	73
様式3 日常点検票	・・・	84

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

(1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

(2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票(様式2)を基に、区分欄の①に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後 10 年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）に反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

※ 平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）は、直近の点検結果を反映すること。

第 3 章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙 2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙 2 参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検票（様式 2）を基に、区分欄の②に記載されている建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式2）は、直近の点検結果を反映すること。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保安全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、財産管理課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、財産管理課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）（様式2）を使用する（点検結果は電子データとして作成。）。

(2) 点検票区分

- ・ 区分欄の①について
①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の②について
②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。
- ・ 区分欄の③について
長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B、Cの3区分とする。

- ・ A判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ B判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

(5) 点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【ファイル名称】

ファイル名称を次のとおり変更する。

<様式2>長寿命化点検票

⇒ 施設番号（3桁）-建物番号（2桁）施設名称・建物名称

（例：005-01 八ヶ岳少年自然の家・管理棟）

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」を参照。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

<項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、点検者職・氏名

※ 施設番号、施設名称、建物番号、建物名称は「別紙1 点検対象建築物一覧表」の施設番号等を転記すること。

※ 建築年月日、延床面積は、施設カルテ、公有財産台帳等を確認し正確に記入すること。

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする（リストから選択。以下同じ。）こと。

※ 施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と点検票の点検対象（部位・設備）が一致しているか必ず確認すること。

※ 確認のうえ、施設カルテに誤りがあった場合は、施設カルテを修正し、財産管理課に提出すること。

※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること（部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力をしないこと）。

② 更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。

また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。

※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目（A判定・B判定・C判定）

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等
A判定	異常なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合
B判定	建築 中程度の劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 <u>シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合</u>
	設備 異音、異臭、異常振動がある	
	設備 耐用年数経過率が1.2以上	耐用年数経過率＝経過年数÷耐用年数 ※建築年月日（及び更新年度）から自動計算される
	共通 不具合がある、機能上支障がある	現に不具合、機能上の支障がある場合 <u>現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合</u>
	点検業者等の指摘がある	耐用年数経過等による <u>更新推奨の場合こちらに該当</u>

C 判 定	建 築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設 備	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない場合
		作動しない	当該設備が作動していない場合
	共 通	点検業者等から早急な改善の指摘がある	

※ 外壁：外部天井を含む。

※ 換気設備：換気扇は対象外。

※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。

※ 消火設備：消火器は対象外。

※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）及び同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など）を記載すること。

※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

この場合、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」も同様の記載となることに留意すること。

●自動火災報知設備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※ 同じ棟で部位が複数ある場合（アスファルト防水とシート防水など）、施設カルテの「4 建物部位・設備情報（長寿命化対象建築物）」表中の「○」と一致しているかよく確認すること。部位の仕様（種類）が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。

※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること（この場合、写真は添付不要）。

※ 備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄記載例」を参照。

※ 前年度B判定のものは、原則、B判定(又はC判定)となることに留意すること(修繕等しないでA判定にはならない)。

④ 備考①

③で「○」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定を含む))等を具体的に記載する((6)備考欄記載例を参照)。

※ ②で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること(例:R2所属予算で更新予定、R3長寿命化改修予定)。

※ 同一の設備が複数ある場合(例えばエアコン(空気調和機等)等)は、系統が分かるようにすること。

⑤ 備考②

③で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「○」をした場合、指摘の内容を記載(指摘内容部分を転記)し、対応状況を記載する。

※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。

※ 該当する点検結果を参考に添付すること(PDFファイル)。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳(後述)に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

※ 点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とする又は当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するための業者見積書の取得を限られた期間の中で依頼する予定。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する(したい)場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

⑨ 見積額(千円)

③で業者見積書「有」とした場合、業者見積額(千円)を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付する。
点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること
(写真帳シート以外のシートは削除しないこと)。

※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。

※ Noは「部位・設備番号一連番」(例1-1)とし、点検票「写真No」欄に記載すること。

※ 写真ごとに具体的な説明(どの部位・設備のどの部分の写真か等)を記載すること。

※ 写真は部位・設備ごとに、近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)
を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を添付すること(枠を適宜コピー)。必要
に応じ、写真位置図(立面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること。

※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること(代表
的な写真としないこと)。

※ 設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を添付するこ
と(確認できる場合)。

(6) 備考欄記載例

【備考①】:劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況(修繕履歴(予定
を含む))等を記載

●屋根(番号1~3)

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

●外壁(番号4~6)

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

- ・ 外壁面の複数個所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所です装材に剥離がある。

●建具（番号7～8）

- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備（番号9～28）

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくするものの改善されない。
- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行き空調停止の確認を行っている。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があると、修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度修繕予定）。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないため使用中止している。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ（給水）が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。
- ・ 大雨の時、排水管の詰まりから、排水溝から水が溢れるので、今後、詰まりを改善するための改修が必要である。現状、未対応の状態で大雨の後は大きな水たまりができる。

【備考②】：点検業者等の指摘の内容（指摘内容部分を転記）及び対応状況を記載

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- ・ H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に低濃度PCB（0.5超～5,000mg/kg）が使用されていることから、処理期限のR9.3.31までに更新する必要があると指摘された。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度修繕を予定している。
- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。

6 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票（様式2）電子データを別途指定する期日までに財産管理課に提出する。

長寿命化点検結果は、財産管理課においてBIMMS（保全マネジメントシステム）に記録するとともに、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。